

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 英国内務省

### 国別政策情報ノート

#### パキスタン：キリスト教徒とキリスト教改宗者

バージョン 4.0

2021年2月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 目次

評価	4
1. 序文	4
1.1 申請の根拠	4
1.2 注意点	4
2. 問題の検討	4
2.1 信ぴょう性	4
2.2 除外	4
2.3 条約上の根拠	4
2.4 概要	5
2.5 リスク	5
2.6 保護	10
2.7 国内移住	11
2.8 認定	12
国別情報	13
3. 歴史と起源	13
3.1 パキスタンのキリスト教徒	13
4. 人口動態	14
4.1 キリスト教の宗派と人口分布	14
4.2 コミュニティの地理的位置と人口分布	15
4.3 教会、宗教的シンボル及び出版物	17
5. 法的背景	19
5.1 宗教的マイノリティの法的権利	19
5.2 属人法	20
5.3 棄教	20
5.4 冒とく	21
6 国家による待遇及び態度	23
6.1 国家の支援、安全保障及びアウトリーチ	23
6.2 キリスト教の祭事	25
6.3 政治的代表性	26

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.4 差別 .....	27
6.5 司法制度 .....	28
6.6 冒とく法による逮捕、有罪判決及び投獄.....	31
<b>7. 社会の待遇及び態度.....</b>	<b>33</b>
7.1 冒とく罪の告発 .....	33
7.2 イスラム教からキリスト教に改宗した場合の影響 .....	36
7.3 差別とハラスメント .....	37
7.4 女性と女兒 .....	39
7.5 イスラム教への強制改宗.....	40
<b>8. キリスト教徒及びキリスト教コミュニティへの攻撃.....</b>	<b>42</b>
8.1 集団に対する暴力 .....	42
8.2 過激派の暴力.....	43
<b>9. 教育と雇用.....</b>	<b>44</b>
9.1 雇用へのアクセス .....	44
9.2 宗教教育と学校 .....	46
9.3 学校、教科書及びカリキュラムにおける差別.....	46
<b>付属文書 A.....</b>	<b>49</b>
在イスラマバード英国高等弁務官事務所から CPIT への書簡.....	49
<b>付属文書 B.....</b>	<b>53</b>
在イスラマバード英国高等弁務官事務所から CPIT への書簡.....	53
<b>付託事項.....</b>	<b>54</b>

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 評価

更新日：2021年2月15日

### 1. 序文

#### 1.1 申請の根拠

1.1.1 キリスト教信者であるという理由で、国家又は非国家主体から迫害又は重大な危害を加えられる恐怖。

#### 1.2 注意点

1.1.2 キリスト教にはいくつかの宗派があり、それぞれに異なる信念と実践がある。パキスタンのキリスト教徒には、カトリック派、プロテスタント派（聖公会、メソジスト派、長老派、ルーテル派）のほか、福音派や改革派などの小規模な宗派が存在している（キリスト教の宗派と人口分布を参照）。

[目次に戻る](#)

### 2. 問題の検討

#### 2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領を参照してほしい。

2.1.2 決定権者はまた、英国のビザ又は他の形態による許可に対する申請が以前あったかどうかについても確認する必要がある。ビザと一致する庇護の申請は、庇護に関するインタビューに先立って調査されるべきである（ビザの一致、英国ビザ申請者からの庇護請求に関する庇護要領を参照）。

2.1.3 決定権者は、言語分析テストを実施する必要性も考慮する必要がある（言語分析に関する庇護要領を参照）。

[目次に戻る](#)

#### 2.2 除外

2.2.1 決定権者は、除外条項の一つ（又は複数）が適用されるか検討するに足る重大な理由があるかどうかを検討する必要がある。各事案は、個々の事実及び評価に基づいて検討されるべきである。

2.2.2 難民条約から除外された場合、その個人は人道的保護の付与からも除外される。

2.2.3 除外条項及び制限付き許可に関する詳細なガイダンスについては、難民条約第 1F 条及び第 33 (2) 条の除外、人道的保護及び制限付き許可に関する庇護指針を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

#### 2.3 条約上の根拠

2.3.1 実際の宗教又は帰属する宗教。

2.3.2 条約上の根拠を確立するだけでは、難民として認定するのに十分ではない。問題は、特定の個人が現実の又は負わされた難民条約上の根拠のために、事実に基づく迫害の恐怖を有しているかどうかである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3.3 条約上の根拠についての詳しいガイダンスは、信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## 2.4 概要

2.4.1 2020年7月現在、パキスタンの人口は2億3,300万人以上と推定されており、イスラム教徒が大多数を占めている（96.4%）。2017年国勢調査の暫定結果によると、キリスト教徒は1.59%（現在の推計人口のうち約370万人）を占めている。他の推計では、キリスト教徒は400万人以上とされている。キリスト教徒の人口は、カトリック派とプロテスタント派がほぼ半々に分かれているとされる。パンジャブ州はキリスト教徒が最も多く、その大半はラホールとその周辺に住んでいる（人口動態を参照）。

[目次に戻る](#)

## 2.5 リスク

### a. 生まれながらのキリスト教徒に対する国家の待遇

2.5.1 2014年6月16日、17日、19日、20日、7月24日に審理され、2014年12月15日に公布された、国別指針（CG）の判例 AK&SK（キリスト教徒：リスク）パキスタン（CG）[2014]UKUT569（IAC）において、上級裁判所は「アフマディー教徒の立場とは異なり、一般にキリスト教徒はその信仰を實踐することを認められており、教会への出席、宗教活動への参加、独自の学校と病院を持つことができる」（パラグラフ241）としている。

2.5.2 憲法には、マイノリティはパキスタンの平等な市民であり、自らの宗教を公言し、礼拝所を訪れる自由がある、と明記されている。包括的な差別禁止法は存在していないが、キリスト教徒を差別する法律もない。キリスト教には、結婚と離婚に関する属人法がある。現在の属人法を統合かつ改善することを目的とした法案の草案が、本書の執筆時に協議中であった（法的背景を参照）。

2.5.3 主にイスラム教の問題に焦点を当てる一方で、宗教問題・宗教間調和省はマイノリティの宗教団体に対して金銭的支援を提供している。2020年5月、マイノリティに関する国家委員会（NCM）が設立されたが、NCMの有効性と独立性には懸念がある。2020年9月、宗教間調和に関する首相特別代表が任命されたが、その役割と焦点は不明であった。2020年10月、パキスタン政府は宗教的寛容を促進するために、全国に宗教間調和協議会を設置するという計画を発表した（国家の支援、安全保障及びアウトリーチを参照）。

2.5.4 2009年以降、連邦政府及び州政府の全ポストの5%を宗教的マイノリティの労働者が占めるべきとされているが、2017～2018年の政府統計によれば、政府労働者のうち非イスラム教徒はわずか2.8%（16,711人）である。大多数（15,069人）はキリスト教徒で、その多くは清掃業などの低賃金の単純労働に雇用されていた（雇用へのアクセスを参照）。

2.5.5 政府は、教育用の教科書やカリキュラムにおいて、宗教的マイノリティにとって攻撃的又は差別的とみなされる内容を削除するための措置を講じている。法律上、宗教的マイノリティの学生はイスラム教を学ぶ必要はないが、一部の国立学校におい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ては代替科目「倫理」が設けられておらず、この科目については教員や教科書が必ずしも揃っているわけではない（宗教教育と学校、学校、教科書及びカリキュラムにおける差別を参照）。

2.5.6 キリスト教の祭事は公式に認められ、祝われている。キリスト教徒は通常、礼拝所にアクセスできる。宗教的なシンボルや装飾は公然と展示され、聖書やその他のキリスト教の文献はキリスト教書店で販売されている（キリスト教の祭事、教会、宗教的シンボル及び出版物を参照）。

2.5.7 判例 AK&SK において、上級裁判所は次のように判示した。

「福音主義はその本質上、布教の義務を伴う。見知らぬ人々に信仰を伝え、改宗を促そうとする個人は、冒とく罪に直面する可能性がある。このように、福音派のキリスト教徒は、公の場で活動しないキリスト教徒より大きなリスクを抱えている。福音派の教会へ出席するか否かにかかわらず、迫害の現実的リスクにつながる可能性のある福音主義的な行動をとることが個人にとって重要かどうかは、司法の事実認定者が個別に評価することになる」（パラグラフ 242）。

2.5.8 2017 年には 100 万人以上の福音派キリスト教徒がいると報告されており、ある情報源によれば、パキスタン全土に数千単位で福音派教会があるとされている。福音派キリスト教徒は全国で活動しているようだが、全ての個人が福音伝道、すなわち他者をキリスト教に改宗させること又は改宗させようとすることを求めるとは限らない。合法ではあるが、聖書を広めることは必ずしも歓迎されない可能性がある（宗教的マイノリティの法的権利、キリスト教の宗派と人口分布を参照）。

2.5.9 上級裁判所はまた、判例 AK&SK において、「キリスト教徒とともに、スンニ派、シーア派、アフマディー派、ヒンドゥー教徒も全て冒とく罪に問われる可能性がある」と判示した。より疎外され、社会的地位の低い市民は、そのような手続の結果に対処することができない可能性がある」（パラグラフ 243）。

2.5.10 重罰を伴う冒とく法は、イスラム教徒を含む全ての宗教集団に対して適用され、また実際に用いられてきたが、キリスト教徒を含む宗教的マイノリティに対しては不相応に多く用いられている。キリスト教徒が冒とく法で逮捕・起訴されたとの報告もある。2001 年から 2019 年の間に冒とく罪でキリスト教徒に有罪判決が下された事案は 16 件あった。2020 年も有罪判決が続いている一方、2015 年には冒とく事案の 80% 以上が控訴審で覆されたと報告されている。無罪判決は、被告人が何年も刑務所で過ごした後下されることが多い（法的背景—冒とく、司法制度、冒とく法による逮捕、有罪判決及び投獄を参照）。

2.5.11 2021 年 1 月現在、信仰（必ずしも冒とくではない）を理由に投獄された 53 人のうち、31 人はキリスト教徒で、少なくとも 11 人が死刑を宣告され、さらに 9 人が裁判や判決を待っている（冒とく法による逮捕、有罪判決及び投獄を参照）。

2.5.12 判例 AK&SK において上級裁判所は次のように判示した。

「パキスタンのキリスト教徒は宗教的マイノリティであり、一般的に差別に苦しんでいるが、これは迫害の現実的リスクに相当するほどのものではない」（パラグラフ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

240)。

2.5.13 判例 AK&SK の公布以降、パキスタンのキリスト教徒の状況の変化を示唆する、説得力のある証拠に裏付けられた強力な根拠は存在しない。一般に、キリスト教徒は、その性質や繰り返しによって、迫害に相当するほど重大な国家による待遇や差別を受けることはない。

2.5.14 しかし、布教しようとするキリスト教徒は、冒とく罪に直面する可能性があり、宗教を実践する個人に対して冒とく法が用いられることが迫害に相当するおそれがあることを証明できる可能性がある。

2.5.15 決定権者は、その個人を危険にさらす可能性のある、個人特有の要因があるかどうかを検討する必要がある。各事例は、その事実関係に基づいて検討されなければならず、実際の又は認識されている宗教を理由として、重大な危害又は迫害の危険にさらされることを示す責任は本人が負う。

2.5.16 リスクの評価に関する詳細なガイダンスについては、信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## b. 生まれながらのキリスト教徒に対する社会の待遇

2.5.17 キリスト教徒は、例えば、軽蔑的な名前で呼ばれたり、キリスト教の信仰を嘲笑されたり、同じ食器や調理器具を使うこと、キリスト教徒が触れたものに触れること、キリスト教徒が作った料理を食べること、髪の毛を切ることを拒否されるなど、様々な形で社会的差別を受けている (差別とハラスメント参照)。

2.5.18 キリスト教徒の活動家の報告によると、しばしばキリスト教の求職者限定と宣伝される単純労働を伴う仕事以外の職を見つけるのが難しいなど、民間雇用においてキリスト教徒に対する広範な差別が存在している (雇用へのアクセス参照)。キリスト教徒の学生は、学校での差別を報告しており、これには隔離、他の学生や教師による身体的・心理的虐待が含まれる (学校、教科書及びカリキュラムにおける差別を参照)。

2.5.19 判例 AK&SK において、上級裁判所は次のように判示した。

「冒とく罪で告発されるリスクは、多くの要因に依存しており、個別に評価されなければならない。関連する要因としては、居住地、都市部在住か地方在住か、個人の教育レベル、経済状況・雇用状況、説教などの公的な宗教活動の程度などが挙げられる。これらの要素は網羅的なものではない。

「キリスト教徒に対して冒とく法を用いる非国家機関は、多くの場合、恨み、個人又はビジネスをめぐる紛争、土地や財産をめぐる論争が動機になっている。ある種の政治的な出来事も、そのような告発の引き金になる場合がある。冒とく罪を申し立てられただけでは、一般的に、難民条約に基づく国際的な保護の申請を行うには不十分である。それは、告発という形で当局によって、あるいは告発を行った人々によって、積極的に追及されなければならない。それが現在又は将来、積極的に追及される場合、申請者は本国での危害の現実的リスクと国家による保護の不十分さを立証できる

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

可能性がある」(パラグラフ 244 及び 245)。

2.5.20 冒とくの告発はあらゆる信者に対して用いられ、冒とく法はしばしば個人的な決着や利益のために誤って適用されている。キリスト教徒やマイノリティの権利擁護団体によると、1987 年から 2018 年の間に少なくとも 241 人のキリスト教徒が冒とく罪で告発された(1 年あたり約 8 件の告発)。しかし、キリスト教徒人口の規模からみると、冒とく罪に直面するのはコミュニティのごく一部である。冒とく罪の申立てが真実であると認定されるかどうかにかかわらず、告発者とその家族、そしてコミュニティ全体が、ときには殺人を含む自警団による私的制裁の暴力に直面しているが、マイノリティの居住地域に対する攻撃は全般的に減少したと報告されている(冒とく罪の告発及び集団に対する暴力を参照)。

2.5.21 女性については、判例 AK&SK で上級裁判所は次のように判示している。

「パキスタンの一般的な他の女性と同様、差別に直面し、リスクが高まっている可能性があるが、これは一般化された現実的リスクには相当しない。女性の場合、事実に基づいた分析の必要性が極めて重要である。年齢、居住地、社会経済的環境などの要素は全て、拉致、改宗、強制結婚のリスクを評価する場合に関連する要素である」(パラグラフ 246)。

2.5.22 キリスト教徒の女性と女兒は、マイノリティの地位、ジェンダー、階級に起因する複数の交差する形態の差別に直面してきた。彼女らは、例えば、頭を覆わないなど、服装によって識別され、その結果ハラスメントに直面することもある(女性と女兒を参照)。

2.5.23 パキスタンの女性の一般的な状況については、国別政策情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性を参照してほしい。

2.5.24 キリスト教からイスラム教への強制改宗に関して、判例 AK&SK において、上級裁判所は次のように判示した。

「パキスタンの法律は、イスラム教と同様に強制改宗を厳しく禁じている。最高裁判所は、強制改宗に関連する事件を積極的に追及し、それを阻止してきた。そのような場合、裁判所は、関係する個人が完全にプライバシーを守られた安全な環境で、改宗の希望を表明したり、直面している可能性のある脅威や圧力について訴えたりする機会を確保するようにしてきた。また、最高裁判所は、彼らの決断に影響を与える可能性のあるあらゆる情報源から離れ、内省する期間を与えてきた」(パラグラフ 61)。

2.5.25 判例 AK&SK において、上級裁判所は、自分たちの前にある証拠を検討した際、「主に農村部やパンジャブ州において、キリスト教徒の女兒の誘拐や強制改宗のリスクは存在しているが、それ自体は重大なリスクには相当しない」(パラグラフ 238)と結論した。

2.5.26 キリスト教徒の女性と女兒の誘拐及びイスラム教への強制改宗の事例が引き続き報告されているが、毎年発生する改宗の件数に関する正確なデータは入手されておらず、ある情報源は、複数の報告が実際の件数を水増ししていると示唆している。自発的な改宗は、社会的な移動や経済的な繁栄を求めて又は結婚を目的として、様々な理由で行われるが、必ずしも家族から受け入れられるとは限らない。政府は宗教的マ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

イノリティの強制改宗に反対しているが、このような事例を防ぐための行動は不十分であると報告されている（イスラム教への強制改宗を参照）。

2.5.27 イスラム過激派によるキリスト教徒に対するテロ攻撃は、長年にわたって報告されている。一番最近では 2016 年に大規模な攻撃が発生した。イースターの日曜日にラホールの公園でイースターを祝っていたキリスト教徒を狙った自爆テロにより、少なくとも 75 人が死亡した。2019 年は、例年と異なり、過激派グループによるキリスト教徒を標的にした攻撃はなく、一般的に宗教的マイノリティに対する暴力の発生率は過去 5 年間で低下している、と報告されている。2020 年には、テロ関連の攻撃は報告されていない（過激派の暴力を参照）。

2.5.28 判例 AK&SK において、上級裁判所は「パキスタンのキリスト教徒は、一般的に差別に苦しむ宗教的マイノリティであるが、これは迫害の現実的リスクに相当するほどではない」と判示した（パラグラフ 240）。

2.5.29 判例 AK&SK の公布以来、女性やイスラム教への強制改宗を恐れる人々を含めて、パキスタンのキリスト教徒全般の状況の変化を示唆する、説得力のある証拠に裏付けられた強力な根拠は存在しない。一般に、キリスト教徒は、その性質や繰り返しによって迫害に相当するほど重大な、非国家主体による待遇や差別を受けることはない。

2.5.30 決定権者は、個人の年齢、性別、教育、社会経済的背景、居住地などの要因を考慮し、その個人を危険にさらすような個人特有の要因があるかどうかを検討する必要がある。各事例は、その事実関係に基づいて検討されなければならない、実際の又は認識されている宗教を理由として、重大な危害又は迫害の危険にさらされることを証明する責任は本人が負う。

2.5.31 リスクの評価に関する詳細なガイダンスについては、信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

### c. キリスト教改宗者に対する国家の待遇

2.5.32 宗教上の改宗を禁止する法律はないが、イスラム教を放棄すること（棄教）は広く冒とくの形態と考えられている（法的背景－棄教と冒とくを参照）。

2.5.33 イスラム教からキリスト教に改宗したことが知られた個人の状況は、生まれながらのキリスト教徒よりもはるかに困難である。パキスタンでは、個人が公然とキリスト教に改宗することはまれであるが、これは改宗したことがコミュニティで知られて、反感を買う可能性があるからである（イスラム教からキリスト教へ改宗した場合の影響を参照）。

2.5.34 一般に、社会はキリスト教への改宗者に対して極めて敵対的である。ムッラー（宗教指導者）は、棄教者とみなされた改宗者に対して死刑判決を要求するファトワを発行することがある。キリスト教に改宗したことが知られた人々は、非国家主体からの暴力、脅迫、深刻な差別を受け、個別の事例では、迫害や深刻な被害に相当する可能性がある。このような待遇はパキスタン全土で広まっている（イスラム教からキリスト教へ改宗した場合の影響を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.5.35 2003年7月21日に審理され、2003年8月15日に公布された国別指針の判例 AJ(リスク、キリスト教改宗者)パキスタン CG [2003] UKIAT00040 (2003年8月) において、裁判所が評価した証拠は、裁判所の見解では「パキスタンにおいてキリスト教に改宗した者が、迫害あるいは非人道的な、尊厳を傷つける処遇と表現できる現実的リスクに直面しているということを示していない」（パラグラフ 36）とした。しかし入手可能な国別情報によると、AJ (リスク、キリスト教改宗者) の公布以来、キリスト教改宗者の状況が悪化していることを示唆する、説得力のある証拠に裏付けられた極めて強い根拠が存在している。したがって決定権者は、**もはや**この事例に従う必要はない。しかし各事例は、その事実関係に基づいて検討する必要がある。

2.5.36 一般に、イスラム教からキリスト教に改宗したことが知られている、あるいは知られる可能性が高く、信仰と改宗についてオープンにしている個人は、その性質と繰り返しによって、迫害に相当する社会的差別とハラスメントに直面する可能性がある。しかし各事例は、その事実関係に基づいて検討する必要がある。

2.5.37 海外でイスラム教からキリスト教に改宗し、パキスタンに帰国した個人が、積極的な布教を控えて信仰を公に表明しようとせず、あるいは宗教を個人の問題であると考えている場合、ひそかにキリスト教の実践を続けることができる可能性がある。

2.5.38 個人が帰国時に宗教について慎重に隠す場合、そのように慎重になる理由を、HJ (イラン) に照らして検討する必要がある。自分の宗教、改宗又は他人の改宗に関連する活動を隠すことを期待されるべきではない。しかし、個人が迫害のおそれ以外の理由で自分の宗教又は宗教活動を隠す場合、その個人は国際的な保護に対する申請の根拠を有していないことになる。各事例は、その事実関係に基づいて検討する必要がある。

[目次に戻る](#)

## 2.6 保護

2.6.1 国家からの迫害に対して十分な根拠のある恐怖を有する個人は、一般に、当局による保護を享受することはできない。

2.6.2 「ならず者」国家主体を含む非国家主体からの迫害に対して十分な根拠のある恐怖を有する個人に対して、決定権者は、国家が効果的な保護を提供できるかどうかを評価する必要がある。

2.6.3 国家は、非国家主体からの訴追行為を探知し、訴追し、処罰することができる効果的な刑事司法制度を確立している（パキスタンに関する国別政策情報ノート：保護主体を参照）。

2.6.4 特にキリスト教徒に関しては、教会で警察の警備が行われ、攻撃の危険性を排除することはできないが軽減され、ときにはコミュニティの警備体制を補完している（教会、宗教的シンボル及び出版物並びに国家の支援、安全保障及びアウトリーチを参照）。政府はまた、テロリズムに対抗して、一般市民や宗教的マイノリティを特に標的とするテロ集団の能力を制限するための措置を講じてきた（国家の支援、安全保障及びアウトリーチを参照）。警察は、キリスト教徒を含む、冒とく罪で告発された

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人物に向けられた集団暴力を抑制するために、何度も介入してきた。しかし、警察は冒とく罪を捜査する場合に正しい手続を一貫して適用しておらず、下級裁判所は必ずしも正しい証拠基準を適用しておらず、裁判官は暴力を用いた報復を恐れて冒とく事件の判決に消極的であることが多い（冒とく罪の告発及び司法制度参照）。また、誘拐未遂や強制改宗においては、政府が裁判所や法執行機関を通じて介入し、支援を行う場合もある（イスラムへの強制改宗を参照）。

2.6.5 一般的に、国家はキリスト教徒に効果的な保護を提供する意思と能力を有している。個人が保護を求めようとしないことは、必ずしも効果的な保護が得られないことを意味しない。決定権者は、各事例をその事実関係に基づいて検討する必要がある。個人が国家の保護を求めたり享受したりできない理由を証明する責任は、その個人が負う。

2.6.6 保護に関する一般的な情報については、国別政策情報ノート パキスタン：保護主体を参照してほしい。

2.6.7 国家による保護の利用可能性の評価に関する詳細なガイダンスについては、信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## 2.7 国内移住

2.7.1 国家からの迫害に対する十分な根拠のある恐怖を有する場合、国内移住によってその危険から逃れることは難しい。

2.7.2 非国家主体又は「ならず者」国家主体からの迫害に対する十分な根拠のある恐怖を有する場合、決定権者は、特定の個人の個別の状況を十分に考慮し、国内移住の妥当性と合理性を慎重に検討する必要がある。

2.7.3 SC(ジャマイカ) v 内務大臣[2017]EWCA Civ2112 の控訴裁判所は、「評価は包括的に行うことを意図しており、国内移住が妥当かどうかという問題全般に関して、立証責任も立証基準も生じない」（パラグラフ 36）と判示した。

2.7.4 判例 AK&SK の CG（国別指針）において、上級裁判所は、「国家によって真剣に追求されている（その個人に対する正式な告発がなされている）冒とく罪で個人が告発されていない限り、国内移住は通常は実行可能な選択肢である」と認定した。告発されている状況では、一般的に国内移住という選択肢は存在しない」（パラグラフ 247）。

2.7.5 判例 AK&SK において、上級裁判所は、事前の証拠分析において、「冒とく罪の件数、死者数及び個人、コミュニティ、教会への攻撃件数は全て懸念されるが、人口の規模や大多数がイスラム過激派の存在感が大きいパンジャブ州で発生しているという事実を踏まえて見る必要がある」と指摘した。国内移住という選択肢は、このような背景を踏まえて検討する必要がある」（パラグラフ 227）。

2.7.6 判例 AK&SK が公布されてから、冒とく罪の件数、死者数、攻撃件数を含めて、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

パキスタンのキリスト教徒全般の状況の変化を示唆するような、説得力のある証拠に裏付けられた強力な根拠は存在していない。一般に、キリスト教徒は、その性質や繰り返しにより、迫害に相当するほどの待遇や差別を非国家主体から受ける可能性は低い。

2.7.7 一般的に、生まれながらのキリスト教徒で、非国家主体からの迫害のおそれがある個人は、その状況や迫害者の性質、能力、意図に応じて、国内移住できる可能性がある。しかし、キリスト教改宗者に対する不当な待遇がパキスタン全土にまん延していることを考えると、特に個人がキリスト教に改宗したことが知られている場合、そのような待遇から逃れるための国内移住が妥当な選択肢である可能性は低い。

2.7.8 家族や男性保護者の支援がない女性は、国内移住が困難な場合がある。女性のための国内移住に関する詳細な情報は、国別政策情報ノート [パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性](#)を参照してほしい。

2.7.9 国内移住に関する一般的な情報については、国別政策情報ノート [パキスタン：国内移住を含む背景情報](#)を参照してほしい。

2.7.10 国内移住に関する詳細なガイダンスについては、[信ぴょう性の評価及び難民認定に関する要領](#)を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## 2.8 認定

2.8.1 申請が却下された場合、2002年国籍、移民及び庇護法の第94条に基づく「明らかに根拠のない」請求として認定される可能性がある。

2.8.2 認定に関する詳細なガイダンスについては、[2002年国籍、移民及び庇護法の第94条に基づく保護と人権の申請の認定（明らかに根拠のない申請）](#)を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 国別情報

第3節更新日：2021年1月11日

### 3. 歴史と起源

#### 3.1 パキスタンのキリスト教徒

3.1.1 キリスト教は南アジア<sup>1</sup>において何世紀もの歴史を有しているが、パキスタンのキリスト教徒の大多数は、英国による植民地支配時代にカースト差別から逃れるために改宗した低カーストのヒンドゥー教徒の子孫である<sup>23</sup>。

3.1.2 英国時代のキリスト教改宗者の背後にある歴史についての詳細な説明として、サラ・シンガは2015年、ワシントンDCのジョージタウン大学における博士論文で、次のように述べている。

「19世紀のインドでは、カーストに基づく迫害から逃れるために多数のダリット<sup>4</sup>がキリスト教に改宗した。1870年代のパンジャブでは、ダリットのカーストであるチューラーの間で、キリスト教プロテスタント派へ転向する大衆運動が盛んになった。チューラーはパンジャブ州最大の単純労働カーストで、清掃や衛生作業など劣悪な職業に従事していた。1930年代には、チューラーのカーストのほぼ全員がキリスト教プロテスタント派に改宗していた。1947年、インド分離独立の際、パンジャブ州のチューラーの改宗者の大半はパキスタンのプロテスタント派コミュニティの一員となった。分離独立後、教育を受けていない多数のチューラーは、清掃産業で単純労働に甘んじた。今日、ダリットの祖先という汚名は、パキスタンにおけるチューラーのキリスト教徒に対する社会的差別の明確な特徴となっている」<sup>5</sup>

3.1.3 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) は、2018年6月付けのパキスタンのキリスト教徒のプロフィールで、「キリスト教徒は英国の駐屯地に労働力を提供し、パキスタン国内の常駐地である町には現在もキリスト教徒の居住地がある。また、ゴア (インド) などからカラチに住み着いたキリスト教徒の商人もいた」と指摘している。<sup>6</sup>パキスタンの英語ニュースサイト「Dawn」は、パキスタンのキリスト教徒のごく一部が英国系インド人やゴア出身であると指摘している<sup>7</sup>。

3.1.4 ジャーナリストであり、研究者であり、作家であり、キリスト教擁護者でもあるアシフ・アキールによるパキスタンの宗教的マイノリティに関する研究 (CLJ 報告書) が、法律正義センター (CLJ) から2020年に発表されたが、これには35人のキリスト教徒の回答者からの意見が含まれている。内容は以下のとおりである。

「パキスタンのキリスト教徒コミュニティは、ゴア系、英国系インド人、西洋人 [sic]、ヒンドゥー教徒、シク教徒、イスラム教徒からの改宗者がモザイク状に分布しているが、パンジャブ州のキリスト教徒の数が圧倒的に多い。英国によるインド植民

<sup>1</sup> Encyclopedia.com, “Pakistan, The Catholic church in”, 24 November 2020

<sup>2</sup> MRGI, “Pakistan Christians”, June 2018

<sup>3</sup> DFAT, “Country Information Report Pakistan” (paragraph 3.136), 20 February 2019

<sup>4</sup> 『『ダリ (Dali)』とは、疎外とカースト差別に根ざした、インドにおける不可触民の自称である。『ダリット (Dalit)』はサンスクリット語の語源であるダル (dal) に由来しており、割れる、裂ける、壊れる、引き裂かれる、虐げられる、散る、砕かれる、破壊される、という意味である」Singha, S., “Dalit Christians and Caste Consciousness in Pakistan” (page 18), 23 April 2015

<sup>5</sup> Singha, S., “Dalit Christians and Caste Consciousness in Pakistan” (page iii), 23 April 2015

<sup>6</sup> MRGI, “Pakistan Christians”, June 2018

<sup>7</sup> Dawn, “Under PTI, a better law for Pakistan’s Christians”, 13 September 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

地時代、何千人ものキリスト教宣教師がヒンドゥー教徒、シク教徒、イスラム教徒の改宗を試みたが、成功しなかった。成功したのは主に、宣教師の報告書や国勢調査で「チュルハ」（現在は蔑称）と呼ばれていた、不可触民のカーストのヒンドゥー教徒である。1870年代から1920年にかけて、シアールコート、グジュラーンワーラー、ナロワール、シェイクプーラ、カスールで、これらの人々が一斉にキリスト教に改宗した」<sup>8</sup>

[目次に戻る](#)

第4節更新日：2021年2月15日

## 4. 人口動態

### 4.1 キリスト教の宗派と人口分布

4.1.1 パキスタンの人口は2020年7月時点で2億3,300万人以上と推定され、イスラム教徒が大多数を占める（96.4%）<sup>9</sup>。米国国務省「2019年信仰の自由に関する国際報告書」（USSD IRF Report 2019）は、2017年の暫定国勢調査結果によるとキリスト教徒は人口の1.59%を占めている、と指摘している<sup>10</sup>〔2020年7月の推計人口のうち約370万人〕。キリスト教支援団体オープン・ドアーズによると、パキスタンには400万人強のキリスト教徒がいるという<sup>11</sup>。キリスト教関係者には、キリスト教人口はもっと多いと推定する人もいた<sup>12 13</sup>。

4.1.2 キリスト教徒の人口は、カトリック派とプロテスタント派がほぼ半々に分かれているとされる<sup>14 15</sup>。

4.1.3 2017年5月のオープン・ドアーズの報告によれば、「キリスト教徒の最大グループは、パキスタン教会に属している。これは、プロテスタント派の4大宗派（聖公会、メソジスト派、長老派、ルター派）で構成される包括的なプロテスタントのグループであり、英国国教会の一員である。その他のプロテスタント教会には、長老派の様々な宗派や多くの小規模な宗派がある」<sup>16</sup>

4.1.4 オープン・ドアーズ・ノルウェーは、2017年5月時点の世界キリスト教データベース（WCD）から入手した、パキスタンで活動する教会ネットワークと信者数（括弧内の人数を合計すると約600万人）を引用している。カトリック派（107万2000人）、プロテスタント派（241万2000人）、独立派（68万6000人）、無宗教（2万500人）、二重信仰（25万3000人）、福音派（105万人）、改革派（77万8000人）<sup>17</sup>。2018年パキスタン・カトリック名簿によると、同国には1,333,450人のカトリック信者が存在している<sup>18</sup>。

<sup>8</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 43), 2020

<sup>9</sup> CIA World Factbook, “Pakistan” (people and society), 18 November 2020

<sup>10</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section I), 10 June 2020

<sup>11</sup> Open Doors, “World Watch List 2020 – Pakistan”, 2020

<sup>12</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>13</sup> DFAT, “Country Information Report Pakistan” (paragraph 3.136), 20 February 2019

<sup>14</sup> Writenet, “Pakistan: The Situation of Religious Minorities” (page 17), May 2009

<sup>15</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>16</sup> Open Doors Norway, “Church history and facts – Pakistan”, no date

<sup>17</sup> Open Doors Norway, “Church history and facts – Pakistan”, May 2017

<sup>18</sup> UCA News, “Church in Pakistan”, no date

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.1.5 オンライン百科事典のコレクションである Encyclopedia.com は、オックスフォード大学出版局やコロンビア百科事典などの出版物からの参照を提供しており、「キリスト教人口のおよそ半分が様々なプロテスタント教会に属している」と指摘している。1970年に聖公会、メソジスト派、ルター派、長老派が合同で設立したパキスタン教会が、最も多くの信者を抱えているという。その他、救世軍、アドベンチスト教会、バプテスト、フルゴスペル、そして小規模なペンテコステ教会や福音主義の団体などが多数存在している。<sup>19</sup>

4.1.6 世界教会協議会 (WCC) によると、パキスタン教会の会員数は 50 万人で、600 人の牧師がおり<sup>20</sup>、パキスタン長老派教会の会員数は 40 万人で、330 人の牧師がいる<sup>21</sup>とされている。

4.1.7 2020 年の CLJ 報告書によると、「パキスタン全土で数千の福音主義家庭教会が出現しており、カトリック教会やその他の『主流派』教会の出席者が大幅に減少している」<sup>22</sup>

4.1.8 ラホールを拠点に他の都市や州でも活動している独立福音主義ミニストリーズ (IEM) は、そのウェブサイト「祈りと癒しと福音伝道の聖戦を毎月開催し、年に 3 回の大きな聖戦を開催している」と記載し、福音伝道チームは「昼夜問わず奉仕し、戸別訪問や都市巡回を通じて、人々の人生に関与して光明に導く活動を行っている」と述べた。<sup>23</sup>

4.1.9 TEAM (教会と宣教師の世界同盟) は、「パキスタン福音教会協会 (AEC) は、TEAM が現在 14 か所にいるキリスト教指導者と連携して設立した教会の連帯である」とし、その目的の 1 つに「教会が実践的な福音伝道活動を行うことを奨励する」ことを挙げた。<sup>24</sup>

4.1.10 WCC は、「福音伝道活動に法律上の障害はないが、福音の伝播は必ずしも歓迎されていない」と指摘した。<sup>25</sup>

[目次に戻る](#)

## 4.2 コミュニティの地理的位置と人口分布

4.2.1 WCC は、パキスタン教会には 8 つの教区 (ファイサラバード、ハイデラバード、カラチ、ラホール、ムルターン、ベジャワール、レイヴィンド、シアールコート) がある、と指摘している<sup>26</sup>。ユニオン・オブ・カトリック・アジア・ニュースでは、カトリック教会には 2 つの大司教区を含む 7 つの教区 (ファイサラバード、ハイデラバード、イスラマバード=ラワルピンディ、カラチ、ラホール、ムルターン、クエッタ) がある、としている<sup>27</sup>。

4.2.2 2019 年の CLJ 報告書は、ラホール市の人口は 1100 万人を超えており、キリスト教徒は人口の約 5% (55 万人) を占めている、と指摘している<sup>28</sup>。2021 年、イス

<sup>19</sup> Encyclopedia.com, “Pakistan, The Catholic church in”, 24 November 2020

<sup>20</sup> WCC, “Church of Pakistan”, no date

<sup>21</sup> WCC, “Presbyterian Church of Pakistan”, no date

<sup>22</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 45), 2020

<sup>23</sup> IEM, “What we do”, no date

<sup>24</sup> TEAM, “The Association of Evangelical Churches of Pakistan (AEC)”, no date

<sup>25</sup> WCC, “Church of Pakistan”, no date

<sup>26</sup> WCC, “Church of Pakistan”, no date

<sup>27</sup> UCA News, “Church in Pakistan”, no date

<sup>28</sup> CLJ, “Shame and Stigma in Sanitation” (page 19), 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ラマバードの英国高等弁務官事務所（BHC）の職員は、キリスト教徒の大多数がパンジャブ州に居住しており、キリスト教徒が同州における最大の宗教的マイノリティであり、かなりの人数がラホール、シアールコート、グジュラムワラ、ファイサラバードの周辺に住んでいると指摘した（ラホールに約 200 万人、パンジャブ州のその他の地域に 5 千人）。<sup>29</sup>

4.2.3 パキスタン最大のキリスト教地域はラホールのヨウハナバード地区だという<sup>30</sup>  
<sup>31</sup>。ラホール教区には 57 万人のカトリック信者がいると報告されている<sup>32</sup>。国際的な宗教・信仰の自由のための議員連盟（APPG）による 2016 年の報告書は、パンジャブ州に 54 のキリスト教の村が存在していると指摘した<sup>33</sup>。ラホール、ファイサラバード、ラワルピンディにはキリスト教徒の集落があった<sup>34</sup>。2018 年 10 月に報道された BBC ニュースによると、「パンジャブ州の中心地には無数のキリスト教徒の村があった...」<sup>35</sup>

4.2.4 シンド州カラチには、ゴア系のキリスト教徒をはじめ、多数のキリスト教徒が居住していると言われていた<sup>36</sup>。2015 年 5 月、シンド州パキスタン教会の指導者であるサディク・ダニエル主教は、ワシントン・ポスト紙に、カラチの住民 2,200 万人のうち約 100 万人がキリスト教徒であると語った<sup>37</sup>。APPG は 2016 年、シンド州にはキリスト教徒が多数住む村が 4 つあると報告した<sup>38</sup>。2015 年 12 月、イスラマバードには 6 万人のキリスト教徒が住んでいると報告された<sup>39</sup>。バロチスタン州のクエッタには、約 5 万人のキリスト教徒が住んでいると報告されている<sup>40</sup>。BBC ニュースは、ハイバル・パフトゥンハー州、特にペシャワール市にキリスト教徒の「かなりの人口」が住んでいると指摘した<sup>41</sup>。

4.2.5 2020 年の CLJ 報告書によると、大半のキリスト教徒はパンジャブ州に住むが（大多数はラホール）、同州外（シンド州のカラチとハイデラバード、バロチスタン州のクエッタ、ギルギット・バルティスタン、ハイバル・パフトゥンハー州のパラチナールという遠隔地の町）に住むキリスト教徒はパンジャブ州出身である<sup>42</sup>。

4.2.6 CLJ 報告書はまた、歴史的に同じ信仰を持つ人々はコミュニティで一緒に暮らしており、キリスト教徒は現在もそうしていると述べている<sup>43</sup>。多数は、不法占拠地域やカッチ・アバディという非公式居住地に住んでいると報告されている<sup>44</sup> <sup>45</sup>。

---

<sup>29</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>30</sup> Dawn, “Muslim, Christian, Hindu, Ahmadi or “other”...“ 22 May 2017

<sup>31</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 17), November 2020

<sup>32</sup> Denver Catholic, “The life of Catholics in Pakistan”, 25 July 2019

<sup>33</sup> APPG, “Freedom of Religion or Belief in Pakistan & UK Government...”(page 59), March 2016

<sup>34</sup> PIPS, “Freedom of faith in Pakistan” (page 20), August 2018

<sup>35</sup> BBC News, “Why are Pakistan’s Christians targeted?”, 30 October 2018

<sup>36</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>37</sup> The Washington Post, “A “bulletproof” cross rises in Karachi”, 15 May 2015

<sup>38</sup> APPG, “Freedom of Religion or Belief in Pakistan & UK Government...” (page 59), March 2016

<sup>39</sup> AFP, “Islamabad’s largest Christian slum praying for survival”, 25 December 2015

<sup>40</sup> The Telegraph, “Christians claim they are being forced out”, 21 April 2018

<sup>41</sup> BBC News, “Why are Pakistan’s Christians targeted?”, 30 October 2018

<sup>42</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan”, (page 44), 2020

<sup>43</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan”, (page 56), 2020

<sup>44</sup> The News, “A questionable existence: 52 katchi abadis of Islamabad”, 9 August 2015

<sup>45</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan”, (page 56-57), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.2.7 2018年9月28日から10月3日にかけて、英国議会代表団がイスラマバードとラホールを訪問し、様々な政府関係者、NGO、宗教コミュニティのメンバーと会談し、信教の自由に関する問題を議論した<sup>46</sup>。その後、国際的な宗教・信仰の自由のための議員連盟とパキスタン・マイノリティ議員連盟による報告書（APPG 2019 Report）が2019年9月に発表され、次のように報告した。

「パキスタンのスラムは宗教的マイノリティだけが住んでいるわけではないが、代表団はキリスト教徒やその他の宗教的マイノリティが、こうした非公式居住地に住む人々の中で不相応に高い割合を占めていることを知った。代表団はイスラマバード郊外のスラム集落を訪問する機会を得たが、そこで住民（なかには迫害の犠牲者であり、冒とく罪の容疑を掛けられた生存者も多数いる）は、自身の生活の極めて厳しい状況について説明した。例えば、スラムの住民には在職権の保障がなく、関係当局によっていつでも立ち退きを迫られる可能性がある。所有権や財産証書がないため、住民は生活向上を目的として合法的に設立された銀行や金融機関から借金をすることができない。多くの場合、居住地やその周辺には学校や病院がなく、国は基本的行政サービスを提供していない」<sup>47</sup>

[目次に戻る](#)

### 4.3 教会、宗教的シンボル及び出版物

4.3.1 憲法は、全ての宗教の宗派が、その宗教施設を設立、維持、管理する権利を規定している。<sup>48</sup>

4.3.2 宗教の平等と包括的開発のための連合（CREID）が2020年7月に48人のキリスト教徒（女性・女兒36人、男性12人）が参加した「宗教的マイノリティの女性に対する暴力と差別に関する調査」（2020年11月発表）では、全員が礼拝所にアクセスできるとし、それは「コミュニティ居住地に住んでいて徒歩で教会へ行けるため…」と回答した。しかし、宗教活動を平和的に行うことができるかという質問に対しては、肯定的な回答があったものの、「ヨウハナバードの2つの教会で起きた2つの連続自爆テロ事件とその余波を受け、自分たちの安全や安心がいつ何時損なわれるかもしれないと考え、宗教活動の平和的享受に制限がかかることがある」と回答した。<sup>49</sup>

4.3.3 2019年に事実調査団が派遣された後、パキスタン人権委員会（HRCP）は、イスラム教徒の住民の反対を受けた教会が閉鎖した事例について報告した。<sup>50</sup>この事件は法廷に持ち込まれ、審査が進行中である。<sup>51</sup>

4.3.4 2020年のCLJ報告書によると、「福音派キリスト教徒は地元で多数の教会を設立している」という。<sup>52</sup>2018年のCNNの記事によると、ラホールとカラチにあるパキ

<sup>46</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 2), September 2019

<sup>47</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 37), September 2019

<sup>48</sup> Constitution (Article 20b)

<sup>49</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious…” (page 181), November 2020

<sup>50</sup> HRCP, “Access Denied” (pages 6-11), February 2020

<sup>51</sup> HRCP, “Access Denied” (pages 6-11), February 2020

<sup>52</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 58), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

スタンの大聖堂の一部は、過去にキリスト教徒に対する攻撃があったため警備が行われている一方で、通常は教区の信者によってよく利用されているという<sup>53</sup>。2020年4月、UCA ニュースによると、過去3年間に主にラホール、ファイサラバード、ムルターンの教区で、25か所のカトリック礼拝所を含めて、50か所以上の教会が建設されたという。<sup>54</sup>

4.3.5 2020年のCLJ報告書では、次のように言及している。

「州政府は2015年にパンジャブ州脆弱施設警備条例を導入し、病院、礼拝所、鉄道駅などに警備対策を課した。この措置には教会も含まれている。特にキリスト教徒がテロリストに狙われていたためであった。しかし、この措置によって、通り抜け防犯ゲート、所持品検査用の金属探知機、境界壁の周囲に張り巡らせる有刺鉄線などの防犯対策を講じる余裕のない小規模な教会には問題が生じた。このような設備がないために閉鎖された教会も少なくなく、稀に牧師もこの法律の下で告発されることがあった。<sup>55</sup>

4.3.6 2020年7月付のアフマディーヤ・ムスリムコミュニティに関する議員連盟の報告書（APPG 2020 Report）は、団体 Aid to the Church in Need によると、「...教会の防犯対策には、かさ上げした外周壁に、レーザーワイヤー、監視カメラ、防爆ゲート、警備員、防犯パトロールが含まれている」と指摘した<sup>56</sup>。2021年2月BHCは、パキスタンには多くの教会があり、大半が安全であるとはいえ、「過激派の活動の標的になる可能性はある」と言及した。<sup>57</sup>

国家の支援、安全保障及びアウトリーチも参照してほしい。

4.3.7 宗教的シンボルを公共の場で展示する行為に関して、2020年のCLJ報告書によると、都市部においては高級ホテルや一部の店舗でクリスマスツリーが展示されていたという。<sup>58</sup>例えば、2020年12月には、ラワルピンディ<sup>59</sup>、ラホール<sup>60</sup>、イスラマバード<sup>61</sup>においては、クリスマスツリーが飾られていた。多数のキリスト教徒が自家用車に十字架を飾りつけていたが、こうした習慣は減少しつつあると言われている。<sup>62</sup>

4.3.8 キリスト教徒は宗教的文献を自由に出版することができ、キリスト教の出版物、聖典、聖遺物は、教会経営の書店、商店、宗教的集会の外にある露店で入手することができた。ただしキリスト教の宗教指導者によると、文章で物議を醸すものが出

<sup>53</sup> CNN, “The crumbling colonial-era churches of Pakistan”, 30 March 2018

<sup>54</sup> UCA News, “One man’s mission to build churches”, 6 April 2020

<sup>55</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 59), 2020

<sup>56</sup> APPG, “Suffocation of the Faithful” (page 76), July 2020

<sup>57</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>58</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 69), 2020

<sup>59</sup> AsiaNews.it, “A large Christmas tree shines in central Rawalpindi”, 18 December 2020

<sup>60</sup> The Nation, “Christian community celebrates Christmas today”, 25 December 2020

<sup>61</sup> Express Tribune, “Christmas trees adorn shopping areas”, 21 December 2020

<sup>62</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 69), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

版された場合に備えて警戒する必要があるという<sup>63</sup>。主なキリスト教系の出版社は、  
聖書協会、マシーヒ・イシャート・カーナ (Mashihi Ishaat Khana)、聖ポールコミュニ  
ケーションセンターであるが、いずれもラホールに拠点がある。<sup>64</sup>

[目次に戻る](#)

第 5 節更新日：2021 年 2 月 15 日

## 5. 法的背景

### 5.1 宗教的マイノリティの法的権利

5.1.1 パキスタンにはキリスト教徒を差別する特定の法律はなく、憲法は「全ての国民は、自分の宗教を公言、実践、広める権利を有する」と定めている。<sup>65</sup>しかし、憲法には、例えば、首相などの高位職をイスラム教徒のみに限定する、既存の全ての法律はイスラム教の規則に適合するものとする、イスラム教と「矛盾する」法律は制定してはならないなど、マイノリティの宗教よりもイスラム教に有利な条文が存在する。<sup>66</sup>

5.1.2 2015 年 11 月 26 日に公表された国連人種差別撤廃条約 (UNCERD) に関する専門家委員会の最終見解と勧告に対するパキスタン政府の回答では、パキスタン憲法第 20、21、22、26、27、28 条を引用し、マイノリティはパキスタンの平等な市民であり、自らの宗教を公言し、礼拝所を訪れる自由があると言及している。<sup>67</sup>

5.1.3 UNCERD に対する回答で、政府は「マイノリティの権利の促進と保護のために、憲法の原則を確固とした国家の行動にうつす立法措置と政策は多数ある。政府は最近、マイノリティの権利保護のために活動する、マイノリティに関する国家委員会 (NCM) を強化した。委員会は、国内に住む全てのマイノリティを代表する委員で構成されている」と追加した。<sup>68</sup>

国家の支援、安全保障及びアウトリーチも参照してほしい。

5.1.4 UNCERD に対する政府の回答は、2012 年の最高裁判決を引用し、「教会は宗教施設であり、憲法第 20 条に基づくパキスタンのキリスト教市民の権利の表現であるため、その建設を中止することはできない」と判断した。<sup>69</sup>

5.1.5 パキスタン政府はまた、2005 年にラホール高等裁判所で審理された事例を引用し、次のように述べている。

「パンジャブ州政府が『神の特別捜査官 (God's Special Agents)』という本の出版を

---

<sup>63</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 70), 2020

<sup>64</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 70), 2020

<sup>65</sup> Constitution, (Article 20a)

<sup>66</sup> Constitution

<sup>67</sup> UNCERD, “Consideration of reports…” (paragraph 19), 26 November 2015

<sup>68</sup> UNCERD, “Consideration of reports…” (paragraph 19), 26 November 2015

<sup>69</sup> UNCERD, “Consideration of reports…” (paragraph 61), 26 November 2015

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

禁止するように指示し、被申立人がパキスタン国内でキリスト教の信仰を説いて布教することを控えるように求める嘆願に対して、裁判所は、憲法第 20 条の下、全ての国民は、自分の宗教を公言、実践、広める基本的権利を享受し、全ての宗教の宗派及び教派はその宗教施設を設立、維持、管理する権利を有する、とした。裁判所は、申立人が、憲法第 20 条の適用を排除するために、被申立人の行為が特定の法律、公序良俗にどのように違反するかについて、指摘し、議論を進めることができなかった、という見解を示した」<sup>70</sup>

5.1.6 憲法上の規定がいくつがあるにもかかわらず、2017 年 7 月の報告書において、国連経済的、社会的及び文化的権利委員会（UNCESCR）は、包括的な差別禁止法がないことに懸念を表明する一方、「…憲法第 25 条から 27 条を含む締約国内の差別禁止に関する法的規定は、人種、宗教、カースト、性、居住地、出生地を理由に、公共の娯楽やリゾート地、宗教のみを目的としない場所の利用及び公職への任命について差別してはならないと規定するだけにとどまっている」という懸念も指摘している。

<sup>71</sup>

5.1.7 2019 年キリスト教徒の議員により起案された、非イスラム教徒がパキスタンの首相や大統領になれるよう憲法改正を求めた議員立法法案は、議会で否決された。<sup>72</sup>

[目次に戻る](#)

## 5.2 属人法

5.2.1 パキスタンにおけるキリスト教徒の婚姻の厳格化については、1872 年のキリスト教婚姻法が関係している<sup>73</sup>。キリスト教徒の結婚の解消は、1869 年のキリスト教離婚法が適用されるが、同法では解消の根拠となるのは不貞行為のみである<sup>74</sup>。2019 年 8 月、連邦内閣は、キリスト教婚姻・離婚法 2019 という法案を承認した<sup>75 76</sup>。この法案は、離婚の範囲を拡大することを含めて、旧法の更新を目的としている<sup>77 78</sup>。この法案は協議中であり、執筆時点ではまだ国会で承認されていない<sup>79 80</sup>。

[目次に戻る](#)

## 5.3 棄教

5.3.1 「イスラム法とコーランの特定の解釈の利用と悪用」を調査した法学部のジャベイド・レーマン教授は、犯罪司法研究センターが 2010 年に発行した出版物の中で次

<sup>70</sup> UNCERD, “Consideration of reports...” (paragraph 64), 26 November 2015

<sup>71</sup> UNCESCR, “Concluding observations...” (paragraph 19), 20 July 2017

<sup>72</sup> CLAAS, “Pakistan’s parliament blocks bill allowing non-Muslims to the country’s...”, 6 October 2019

<sup>73</sup> Christian Marriage Act, 1872

<sup>74</sup> Christian Divorce Act, 1869

<sup>75</sup> Daily Times, “Christian Marriage and Divorce Act 2019 - a long awaited...”, 4 September 2019

<sup>76</sup> Dawn, “Christian Marriage and Divorce Bill caught between feuding ministries”, 5 November 2019

<sup>77</sup> Daily Times, “Christian Marriage and Divorce Act 2019 - a long awaited...”, 4 September 2019

<sup>78</sup> Dawn, “Christian Marriage and Divorce Bill caught between feuding ministries”, 5 November 2019

<sup>79</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>80</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 36), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

のように記載している。

「棄教（リッダとも呼ばれる）は、イスラム教徒が（その言葉や行動によって）イスラム教を放棄し、拒絶したときに生じる。全能の神や預言者を否定したり批判したりすることは、イスラム教への侮辱であり、攻撃であり、規定通り冒とくとみなされる...冒とくとは、神や預言者ムハンマド、その他イスラムの崇高な人物を侮辱することを意味しており、信者でも信者でない者も犯す可能性がある。したがって、イスラム教の棄教とイスラム教の冒とくは、依然として（そして常に）容認されることはない」<sup>81</sup>

5.3.2 改宗を禁止する法律がない一方で<sup>82</sup>、国際危機グループ（ICG）のシニアアナリスト兼地域担当編集者のシェーリヤー・ファズリによれば、2017年10月のパキスタンに関するEASO会議で、「イスラム教から逸脱した者は棄教の罪で告発される」と述べている。<sup>83</sup>在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）によるCPITへの書簡で言及されているように、「...一部の学者は『成文法における欠落部分は、イスラム法を参照して埋める』という原則が、棄教罪に適用される可能性がある」と信じている」<sup>84</sup>

5.3.3 USSD IRF 報告書 2019年版で指摘されるように、「刑法は棄教を明確に犯罪化していないが、イスラム教を放棄することは、聖職者によって冒とくの形態であり、これは死刑に相当すると広く考えられている」<sup>85</sup>

5.3.4 CREID 報告書は、「...パキスタンの文脈における改宗の権利とは、イスラム教への改宗のみを意味する。当地の環境においては、イスラム教から他の宗教への改宗は認められておらず、これはイスラム法の一般的な解釈に従って死刑に相当する棄教として扱われる」<sup>86</sup>

5.3.5 CPIT は、これらの宗教的教義によって個人が告発され、裁かれた具体的な事例を把握していない。

[目次に戻る](#)

## 5.4 冒とく

5.4.1 パキスタン刑法に規定される冒とく法と、それに違反した場合の罰則を、以下の表にまとめた<sup>87</sup>。

刑法	説明	罰則
298 条	宗教的感情を傷つける意図をもって、言葉などを口にする事	1年の禁錮刑若しくは罰金又はその両方

<sup>81</sup> Centre for Crime and Justice Studies, “Freedom of expression...” (page 4) March 2010

<sup>82</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 184), November 2020

<sup>83</sup> EASO, “COI Meeting Report – Pakistan” (page 42), February 2018

<sup>84</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>85</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section I), 10 June 2020

<sup>86</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 184), November 2020

<sup>87</sup> Pakistan Penal Code, 1860 (with amendments)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

298 条 a	神聖な人物に対して軽蔑するような発言などを行うこと	3 年以下の禁錮刑若しくは罰金又はその両方
298 条 b	特定の聖なる人物や場所にのみ許される別称、説明、称号などを誤用すること	3 年以下の禁錮刑若しくは罰金又はその両方
298 条 c	カーディヤーン（アフマディー教徒）派の個人などが、イスラム教徒と自称し、その信仰を説き、広めること。	3 年以下の禁錮刑若しくは罰金又はその両方
295 条	あらゆる階級の宗教を侮辱する目的で、礼拝所を傷つけ又は汚損すること	2 年以下の禁錮刑若しくは罰金又はその両方
295 条 a	宗教又は宗教的信条を侮辱することにより、ある階級の宗教的感情を害することを意図した故意かつ悪意のある行為	10 年以下の禁錮刑若しくは罰金又はその両方
295 条 b	聖典コーランを汚損する行為等	終身刑
295 条 c	聖なる預言者に対する侮蔑的な発言などの使用	死刑又は終身刑及び罰金

5.4.2 USSD IRF 報告書 2019 年版に記載されているように、「2016 年の電子犯罪防止法（PECA）の下、宗教問題・宗教間調和省は、インターネット通信を確認し、冒とくに相当する、又は攻撃的なコンテンツをパキスタン電子通信庁（PTA）に報告し、削除の可能性を検討したり、連邦捜査局（FIA）に報告して刑事訴追したりする責任を負っている」<sup>88</sup>

5.4.3 報告書には、次のように付け加えられている。

「2018 年、連邦内閣は、オンライン上での冒とくとポルノを対象に加えるために、PECA の修正法案を承認した。さらに修正案には、「情報システムを通じてコーランを冒とくすること」に対する無期懲役と、預言者ムハンマドへの冒とくに対する死刑が含まれている。本法案は、年末時点で立法過程にある。

「政府は、定期的な印刷物への広告や PTA によるテキストメッセージを通じて、ソーシャルメディア上の冒とくやその他の違法コンテンツに対する警告を継続した。テキストメッセージには、「ソーシャルメディアやインターネット上で冒とく、ポルノ、テロ、その他の違法なコンテンツを共有することは違法である。このようなコンテンツは content-complaint@pta.gov.pk に報告して、PECA 16 に基づく措置をとれるよう、ユーザーに勧告する」と記載されている。<sup>89</sup>

[目次に戻る](#)

<sup>88</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>89</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第 6 節更新日：2021 年 2 月 15 日

## 6 国家による待遇及び態度

### 6.1 国家の支援、安全保障及びアウトリーチ

6.1.1 BHC は、2021 年 2 月付けの書簡で、「政府からの宗教的マイノリティの保護は限られている」と指摘した。宗教問題・宗教間調和省（MoRH）は主にハッジ（メッカ巡礼）に対処しており、宗教的マイノリティの権利保護には十分機能していない。2015 年 5 月に国家人権委員会が設立されたが、務める委員が不足しているため、2019 年から機能不全に陥っている」<sup>90</sup>

6.1.2 APPG 2019 年報告書は、宗教問題・宗教間調和省（MoRH）の主要機能を列挙している<sup>91</sup>。そのなかには少数民族福祉基金が含まれている一方で、APPG は同省の焦点が「・・・サウジアラビアにおけるハッジやウムラ（小巡礼）といったイスラム教徒の宗教儀式的促進を含む、イスラム教徒の利益の促進に限定されている」と指摘している。独立したマイノリティ省もマイノリティに関する委員会（非イスラム教徒のマイノリティの利益の促進と保護に重点を置く）も存在していない」という。<sup>92</sup>

6.1.3 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、宗教問題・宗教間調和省の予算は「...困窮するマイノリティへの援助、マイノリティの礼拝所の修復、マイノリティが運営する小規模開発プロジェクトの設立、マイノリティの宗教祭の祝賀、宗教マイノリティの学生のための奨学金の支給を対象としている」という。<sup>93</sup>

6.1.4 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、マイノリティの権利を確保するための措置をとるよう政府に命じた 2014 年の最高裁判決により、マイノリティに関する国家委員会こそ設立されていなかったものの、判決の実施に向けて一定の進展があった。

「10 月 3 日、最高裁は、マイノリティの権利に関連する請願を審理するために、最高裁判事で構成される特別司法委員会を設立し、裁判所の判決の実施を監督する委員を任命した。人権省の関係者によると、内務省が、閣僚、警察、軍統合情報局、宗教代表者からなる作業部会を設置し、判決の実施について議論した。作業部会の議長である人権省は、関係省庁に優先アクションポイント 10 項目をまとめたと述べた。政府は、判決が求めていたマイノリティの礼拝所保護のための特別対策本部を設置しなかった。しかし、多数の信仰団体のメンバーは、政府が礼拝所の保護に向けた取組を強化したと信じている、と述べた」<sup>94</sup>

6.1.5 2021 年 2 月の BHC 書簡は、次のように指摘した。

---

<sup>90</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>91</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 12), September 2019

<sup>92</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 12), September 2019

<sup>93</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>94</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「2020年5月、マイノリティに関する国家委員会（NCM）が設立されたが、NCMの有効性と独立性には懸念があり、現在はMoRHの管轄下に置かれている。さらに、2020年9月には、宗教間調和に関する首相特別代表が任命された。この新しい役職の有効性は明確ではなく、アドバイザーが異なる宗教間の活動よりも宗教内の活動に焦点を当てていないかという懸念がもたれている」<sup>95</sup>

6.1.6 強制改宗を禁止する法律の策定を目的として、強制改宗からマイノリティを保護する国会委員会が2019年11月に設立された。<sup>96</sup>

イスラム教への強制改宗も参照してほしい。

6.1.7 2020年10月、政府は宗教的寛容を促進するために、全国に宗教間調和協議会を設立する計画を発表した<sup>97 98</sup>。

6.1.8 米国信仰の自由に関する国際委員会（USCIRF）は、2018年を対象とした2019年の年次報告書において、「2014年に政府は、国家行動計画（NAP）として知られるテロ対策全体計画を策定したものの、実際には計画の目標をほとんど追求していない」と指摘している。<sup>99</sup> パック平和研究所（PIPS）は2019年の報告書で、「... 国内の宗教的マイノリティや教派に対する暴力の発生率は、過去5年間低下している」と指摘した。<sup>100</sup>

6.1.9 APPG 報告書 2020年版によると、2016年ラホールでのイースターサンデー襲撃事件後、「パキスタンはパンジャブ州南部で広範囲に対テロ作戦を展開し、200人以上を逮捕した」という。<sup>101</sup>

過激派の暴力も参照してほしい。

6.1.10 USSD IRF 報告書 2019年版は、1年間の様々な時期に、キリスト教徒を含むマイノリティの宗教の礼拝所に対するセキュリティが強化されたことを指摘している<sup>102</sup>。報告書には次のように記載されている。

「3月15日（2019年）に51人が死亡したニュージーランドのモスク襲撃事件の後、政府は国内の教会の警備を強化したが、これはキリスト教徒に対する報復の可能性に対する懸念からである、とキリスト教徒コミュニティのメンバーは述べた。シンド州マイノリティ問題担当大臣ハリ・ラム・キシヨリ・ラルは11月18日、州政府がシンド州の243の宗教的マイノリティの礼拝所の警備を強化するためCCTVカメラを提供すると発表した。複数の活動家とキリスト教の牧師は、特にラホール、ペシャワール、クエッタで、ホーリー祭（ヒンドゥー教春祭り）、アシュラ（シーア派殉教祭）、クリスマスの大型連休中に礼拝所の警備が改善された、と報告している」<sup>103</sup>

---

<sup>95</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>96</sup> HRCF, “State of Human Rights in 2019” (page 12), April 2020

<sup>97</sup> The News, “Interfaith harmony councils to be formed”, 14 October 2020

<sup>98</sup> Dawn, “Govt to establish interfaith harmony councils: Ashrafi”, 14 October 2020

<sup>99</sup> USCIRF, “Annual Report 2019 – Pakistan” (page 2), April 2019

<sup>100</sup> PIPS, “Pakistan Security Report 2019” (page 123), 5 January 2020

<sup>101</sup> APPG, “Suffocation of the Faithful” (page 77), July 2020

<sup>102</sup> USSD, “IRF Report 2019”, (section II), 10 June 2020

<sup>103</sup> USSD, “IRF Report 2019”, (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6.1.11 PIPS は 2019 年の報告書において、次のように指摘した。

「2019 年の最後の 2 週間のメディア報道は、当局がクリスマスを前に全国の教会や集団祈祷所の周囲の警備を強化したことを強調している。必要なセキュリティ対策として、通り抜け防犯ゲートだけでなく、スナイパーを屋上に、爆弾処理班を近くに配置した。パンジャブ州警察署長は、キリスト教徒が何の不安もなく宗教上の祭事を祝うことができるようにするためだと述べた」<sup>104</sup>

キリスト教の祭事も参照してほしい。

6.1.12 2020 年の CLJ 報告書は、キリスト教徒を標的とした過去のテロ攻撃を受けて、「政府は教会やキリスト教の教育施設に警備を提供してきた...」と言及した。<sup>105</sup>  
2019 年 8 月にパンジャブ州南部で行われた事実調査のとき、HRCP は教会関係者の証言として、リアークートプール市にある当関係者の教会では主要な機会に警察の警備が提供される一方、自分たちで警備手段を用意しなければならないこともある、と聞いた<sup>106</sup>。

[目次に戻る](#)

## 6.2 キリスト教の祭事

6.2.1 クリスマスとイースターはパキスタンで公式に祝われているが<sup>107</sup>、2020 年の CLJ 報告書によると、12 月 25 日がパキスタン建国者のムハンマド・アリ・ジンナーの誕生を記念した公式の祝日であり、イースターが日曜日<sup>108</sup>で既に労働日ではない<sup>109</sup>ことから、キリスト教の祝日という認識は「やや曖昧」であるという。CREID 報告書によると、回答者全員が「自分のコミュニティでたやすく宗教的祭事を祝うことができる」と答え、83%がクリスマスに休暇を取得できたという<sup>110</sup>。2021 年の祝祭日の通知には、ボクシングデーが含まれていた<sup>111</sup>。公務員の選択式祝日には、聖金曜日とイースターマンデーが含まれていた<sup>112</sup>。

6.2.2 2009 年、8 月 11 日が「国家マイノリティの日」と定められた（ただし公式な祝日としてではない）<sup>113</sup>。

6.2.3 2020 年、大統領と首相はキリスト教徒に対して、イースターとクリスマスの挨拶を行った<sup>114 115</sup>。

6.2.4 2020 年 12 月、シンド州政府とパンジャブ州政府は、クリスマスに備えることができるよう、キリスト教徒の政府職員に 12 月の給与と年金をそれぞれ 19 日と 20 日

<sup>104</sup> PIPS, “Pakistan Security Report 2019” (page 123), 5 January 2020

<sup>105</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 35), 2020

<sup>106</sup> HRCP, “Faith-based discrimination in Southern Punjab” (page 15), December 2019

<sup>107</sup> UNCERD, “Consideration of reports...” (paragraph 99), 26 November 2015

<sup>108</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 33), 2020

<sup>109</sup> Gulf News, “Friday or Sunday, what will be the new weekend in Pakistan?”, 21 February 2019

<sup>110</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 181), November 2020

<sup>111</sup> INCPak, “Public Holidays in Pakistan for 2021 [Complete List]”, 12 December 2020

<sup>112</sup> INCPak, “Public Holidays in Pakistan for 2021 [Complete List]”, 12 December 2020

<sup>113</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 36), 2020

<sup>114</sup> New Indian Express, “Rise together in our fight against COVID-19”: Imran Khan...”, 12 April 2020

<sup>115</sup> Islamabad Scene, “Pakistan’s PM and President wish Christian community...”, 25 December 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

までに支払う計画を発表した<sup>116</sup>。

6.2.5 2020年12月、ビジネス・レコーダー紙は、パンジャブ州首相が「クリスマス  
を祝うために必要な日用品を低価格（補助金による）でキリスト教徒に提供するため、  
ファイサラバード郡に7か所のクリスマスバザーを設立する」と指示した、と報じた<sup>117</sup>。  
また「地方自治体はクリスマスの祭事に関して必要な警備と行政上の手配を行  
い、関係部署は道路や街灯の補修のほか、教会周辺の清掃を行うよう指示された」と  
報道された。<sup>118</sup>

6.2.6 ウルドゥー・ポイント紙は、シンド州サッカで2020年に行われるクリスマス  
に向けて、キリスト教徒の家族がクリスマスの買い物をして、教会が旗やベル、クリ  
スマスツリーで飾られている様子を報じた<sup>119</sup>。

[目次に戻る](#)

## 6.3 政治的代表性

6.3.1 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、憲法上、大統領と首相の地位はイスラム  
教徒に限られており、国会議員は全員、国家のイスラム教のアイデンティティを守る  
ことを宣誓する必要があるという<sup>120</sup>。さらに下記のように付け加えている。

「憲法では、国会と州議会の両方で、非イスラム教徒の議員に議席が確保されてい  
る。342人の議員で構成される国会には、各州から1人ずつ、合計で10人の非イス  
ラム教徒に議席が確保されている。104人の議員で構成される上院には、各州から1  
人ずつ、合計で4人の非イスラム教徒に議席が確保されている。州議会では、ハイバ  
ル・パフトゥンハー州に3議席、パンジャブ州に8議席、シンド州に9議席、バロチ  
スタン州に3議席が確保されている。一般の有権者から選挙で選ばれた政党がこれら  
の議席を有するマイノリティを選ぶのであって、自身が代表するマイノリティの選挙  
区から直接選挙で選出されるわけではない」<sup>121</sup>

6.3.2 国会は 10人の非イスラム教徒議員 をリストアップしたが、その宗教上の所属は  
明記されていない<sup>122</sup>。

6.3.3 2020年のCLJ報告書では、マイノリティ枠で国会に選出されたキリスト教徒を  
シュニーラ・ルース（連邦議会秘書）とエジャズ・オーガスティン（パンジャブ州人  
権・マイノリティ問題担当大臣）だと記載している<sup>123</sup>。エジャズ・オーガスティン  
は、国会の非イスラム系国会議員のリストには掲載されていなかったが、メディアに

<sup>116</sup> Bol News, “Sindh To Disburse Salaries Early To Christian Employees...”, 14 December 2020

<sup>117</sup> Business Recorder, “Seven Christmas Bazaars to be established in Faisal...”, 14 December 2020

<sup>118</sup> Business Recorder, “Seven Christmas Bazaars to be established in Faisal...”, 14 December 2020

<sup>119</sup> Urdu Point, “Christmas Shopping Started In The Sukkur”, 10 December 2020

<sup>120</sup> USSD, “IRF Report 2019”, (section II), 10 June 2020

<sup>121</sup> USSD, “IRF Report 2019”, (section II), 10 June 2020

<sup>122</sup> National Assembly, “Non-Muslims”, no date

<sup>123</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 32), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

おいてはパンジャブ州の人権・マイノリティ問題担当大臣として引用されていた<sup>124</sup>  
<sup>125</sup>。

6.3.4 カムラン・マイケルとジョン・ケネス・ウィリアムズ退役准将は、ともにキリスト教徒で、上院のマイノリティ枠4議席のうち2議席を占めた<sup>126</sup>。2018年、サルマン・タリブディンはシンド州の司法長官に任命され、キリスト教徒としては2人目の就任となった<sup>127</sup>。タリブディンは2014年から2018年まで追加司法長官を務めていた<sup>128</sup>。

6.3.5 2019年2月のDFAT報告書によると、「国会に3人、上院に2人、パンジャブ州議会に7人、シンド州議会に1人のキリスト教徒がいる。バロチスタン州議会とハイバル・パフトゥンハー州議会にキリスト教徒はいない」という。<sup>129</sup>

6.3.6 HRCP報告書2019年版によると、「マイノリティ地区からの非イスラム教徒に確保された単一議席は、PTI [パキスタン正義運動—与党]メンバーのキリスト教徒であるウィルソン・ワジールに与えられ、マイノリティ地区からハイバル・パフトゥンハー州議会にマイノリティ枠で選出された最初の宗教的マイノリティコミュニティのメンバーとなった」という。<sup>130</sup>

6.3.7 APPG報告書2019年版によると、「(政党の)マイノリティメンバーは、しばしば党の窓際席に留められ、彼らが提起する問題は主流にはならず、影響力も無視される傾向にある。マイノリティメンバーは、特定のコミュニティ内での地位や貢献度よりも、党首への忠誠心や党への献金に基づいて指名される」という。<sup>131</sup>

6.3.8 USSD IRF報告書2019年版は同様に、次のように指摘している。

「一部の宗教的マイノリティの指導者は、主流政党の内部審議を通じてマイノリティの国会議員を選出するシステムは、マイノリティコミュニティを純粹に代表している議員ではなく、党の有力者や『議席を買収する』余裕のある人々を任命する結果になると述べた。また、マイノリティ枠の議席を占める国会議員は投票権を持っていないため、所属政党や国会での影響力はほとんどない、と述べた」<sup>132</sup>

[目次に戻る](#)

## 6.4 差別

6.4.1 USSD IRF報告書2019年版は、宗教的マイノリティのコミュニティのメンバーによると、キリスト教徒に対する公式な差別は続いており、「...連邦及び州の双方の

<sup>124</sup> Express Tribune, “Govt to introduce bill for protection of transgender...”, 17 September 2020

<sup>125</sup> Urdu Point, “Ejaz Alam Augustine Congratulates Winners Of PTI From GB”, 16 November 2020

<sup>126</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 33), 2020

<sup>127</sup> The News, “Sindh appoints a Christian as chief law officer”, 16 September 2018

<sup>128</sup> Kabraji&Talibuddin, “Salman Talibuddin”, no date

<sup>129</sup> DFAT, “Country Information Report Pakistan” (paragraph 3.138), 20 February 2019

<sup>130</sup> HRCP, “State of Human Rights in 2019” (page 138), April 2020

<sup>131</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 27), September 2019

<sup>132</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

レベルで、連邦司法省、連邦人権省及び州当局によるマイノリティの権利を保護する法律の適用と宗教的マイノリティの保護の執行に一貫性がない状態が続いている」という。<sup>133</sup>

6.4.2 同じ情報源が、次のように指摘している。

「キリスト教擁護団体やメディアは、8月と9月にキリスト教徒に対する警察の虐待や差別を4件報告しており、そのうちの1件は9月にアミール・マシが死亡した事件である。一部の警察官による拷問や虐待の事例は、宗教を信仰する市民に対する警察の虐待についての幅広い人権上の懸念として、現地及び国際人権団体によって報告された」<sup>134</sup>

国家主体による人権侵害の詳細については、国別政策情報ノート パキスタン：保護主体を参照してほしい。

6.4.3 2020年のCLJ報告書では、マイノリティの居住区や設備が軽視されていることを指摘し、次のように言及している。

「毎年、政府は住宅地の開発計画を打ち出している。これらの計画は、道路建設、街灯、天然ガス、水道の供給などである。マイノリティの地域に住む全てのコミュニティは、いずれも自分たちの地域が放置されていることを知っていた。例えば、パンジャブ州ナンカナ・サヒブ郡にあるマーティンプールとヨウングソナーバードは、最も歴史あるキリスト教徒の村である。隣接する村にはパイプ式の天然ガスが供給されているが、この2つの村には供給されていない」

「ラホールのヨウハナバードは、最大のキリスト教徒居住区である。ヨウハナバードの住民であるリアズ・アンジュム弁護士は、隣接するニシュタールタウンとヨウハナバードでは、道路建設や清潔さが明らかに『違う』」<sup>135</sup>

6.4.4 USSD IRF 報告書 2019年版によると、「一部のコミュニティ代表は、キリスト教徒がイスラマバード組合評議会に婚姻を登録するときに困難に直面した、と述べた。評議会が、キリスト教徒の婚姻登録（通常は教会当局）を取り扱う権限はないと主張したからである」という。<sup>136</sup>

[目次に戻る](#)

## 6.5 司法制度

6.5.1 USSD IRF 報告書 2019年版によると、「警察は、冒とく罪で告発された個人に向けられた暴徒の暴力を鎮めるために、複数回にわたって介入した」<sup>137</sup>という。報告書は、キリスト教徒の家への攻撃を呼びかけていたイスラム教の聖職者を警察が説得した結果、キリスト教徒にかけられていた冒とく罪を取り下げさせた事例を挙げている<sup>138</sup>。しかし報告書によると、他の事例において、警察は「...冒とく法の下で被告人を逮捕して、起訴したが、必ずしもいつも暴力の責任者を起訴するとは限らなかった」

<sup>133</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>134</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>135</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 57), 2020

<sup>136</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>137</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>138</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

という。<sup>139</sup>

6.5.2 USSD IRF 報告書 2019 年版は、以下のように言及している。

「法律では、訴状を提出する前に警察幹部が冒とく罪の調査を行うことが義務付けられており、この要件が客観的な調査と多数の冒とく事件の棄却に貢献していると NGO や法律研究者は述べている。ただし警察が一律にこの手続に従うとは限らないと述べる NGO もいた。上級警察官が調査を行うため、裁判所から 14 日間警察が被告人の身柄を拘束した事例もあった。一方、NGO の報告によると、冒とくを告発したのは、根拠のない主張を却下する権限を有する上級警察官ではなく、下級警察官だったこともあり、警察が徹底した調査を行わない場合もあった。また、NGO や法律研究者によると、警察はしばしば冒とくに関する虚偽の告発をした個人を告発しないという」<sup>140</sup>

6.5.3 2019 年の CSJ 報告書は、「事前に警察幹部に対して冒とくの告発に関する調査を義務付けるなどの手続上の措置は、ほとんど実施されていない。特に、当局が熱狂的な暴徒を鎮めることを優先して考え、抗議活動を終わらせるために、そうになっている」と指摘している。<sup>141</sup>

6.5.4 APPG 報告書 2019 年版は、法執行機関の訓練不足について言及し、「...誰かが冒とく罪で告発された場合、警察には定型の標準質問がなく、伝聞証拠がしばしば不正行為の証拠として採用され、警察は常道となっている関係者への質問すら怠る有様である」と指摘している。<sup>142</sup>

6.5.5 CREID 調査の回答者は、キリスト教徒の女性や女兒に対する暴力の場合に当局や警察は協力的でないと考え、事件の記録を故意に遅らせる引き伸ばし戦術を用いたり、まともに事件化しなかつたりするという<sup>143</sup>。ある回答者は、ハラスメント事案の場合、警察は通常、女性が現代的な服を着ていることを非難する、と述べた<sup>144</sup>。

女性と女兒も参照してほしい。

6.5.6 USSD IRF 報告書 2019 年版は、2010 年に冒とく罪で死刑を宣告され、2019 年 1 月に最高裁によって無罪判決が下されたキリスト教徒の女性アーシア・ビビの事例を含めて、冒とくで有罪判決が下された事件の一部の判決を覆すとともに、裁判所は冒とく罪で告発された個人を殺害して有罪判決を受けた個人の判決も支持した<sup>145</sup>。

6.5.7 しかし同じ情報源は、2014 年に遡って冒とくに関する複数の事件に関与した裁判官のことを付け加えた。

「...繰り返し審理を遅らせたり、弁論を聞かずに審理を中断したり、上訴を他の法廷

<sup>139</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>140</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>141</sup> CSJ, “Challenges in exercising religious freedom in Pakistan” (page 27), December 2019

<sup>142</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 32), September 2019

<sup>143</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious…” (page 187), November 2020

<sup>144</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious…” (page 187), November 2020

<sup>145</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に送ったりしている。市民社会や法律関係者によると、裁判官は一般的に暴力的な報復を恐れて、冒とく事件の司法判断を躊躇していた。法律扶助・支援・解決センター（CLAAS）は、2018年に最高裁判所がアーシア・ビビに対する有罪判決を覆した後の抗議が拡大したことで、多数の裁判官がますます消極的になった可能性がある」と述べた<sup>146</sup>

6.5.8 APPG 報告書 2019 年版は、次のように指摘した。

「刑事訴追においては、現在、法律が修正されて、冒とくの意図や犯罪意思<sup>147</sup>を立証するための検察側の負担はない。これによって、重度の精神障害をもつ人々が冒とく罪で起訴されるようになった。このような露骨な法律の悪用は、不道徳で非倫理的であるだけでなく、パキスタンの法制度を妨げ、遅らせているというのが、代表団が出会った全ての人々の一致した意見であった。2億人以上の人口を擁し、わずか4,000人の裁判官しかいない国において、詐欺まがいの軽薄な事件が貴重な裁判の時間を奪うことがないようにすることが極めて重要である。<sup>148</sup>

6.5.9 USSD IRF 報告書 2019 年版はまた、次のように言及している。

「法律研究者は、下級裁判所が冒とく事件において基本的で明白な基準を遵守していない事実について懸念を示し続けており、その結果、有罪判決を受けた者の一部は、上級裁判所が証拠不十分で有罪判決を覆して解放するまで何年も刑務所で過ごすことになった。法律擁護団体によると、一部の下級審では、パキスタン・ラバイク運動（TLP）のような冒とくを敵視する集団のメンバーが、しばしば被告の弁護士や家族、支援者を脅して、脅迫されている中で審理が継続していた。また、冒とくに関する裁判は、安全上の理由から刑務所内で行われ、その場合、審理は公開されないため、当面の安全性は確保されるが、透明性は失われている、と報告されている。法律研究者は、報復や自警団による私的制裁を恐れて、下級裁判所が遅滞なく審理を行ったり、被告人を無罪にしたりすることを一般的に拒否することが続いている、と述べた。また、法律研究者は、裁判官や判事が、抗議行動を引き起こす集団との対立や暴力行為を回避するために、しばしば裁判を延期したり、無期限に継続したりした、と報告している」<sup>149</sup>

6.5.10 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、反テロ裁判所（ATC）は、キリスト教徒を含む「テロ組織に所属し、過去に宗教的マイノリティに対して、特定の宗派を狙った攻撃や標的型殺人に関与した複数の個人を有罪にして、判決を下した」<sup>150</sup>

過激派の暴力も参照してほしい。

司法に関する詳しい情報は、国別方針・情報ノート パキスタン：保護主体を参照して

<sup>146</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>147</sup> ICLJ, “Mens rea and actus reus”, no date. Mens rea は、しばしば犯罪の「精神的要素」と言われる。この要素には、以前は「Malice aforethought」と呼ばれていた、意識的な計画や意図のほか、無謀や過失のような、罪深いけれどもそれほど意図的でないものも含まれる。

<sup>148</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 17-18), September 2019

<sup>149</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>150</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ほしい。

[目次に戻る](#)

## 6.6 冒とく法による逮捕、有罪判決及び投獄

6.6.1 世界キリスト教連帯 (CSW) は 2019 年 9 月、「パキスタンに拠点を置く人権団体である、国家正義平和委員会 (NCJP) は、1987 年から 2018 年までの間に、合計 776 人のイスラム教徒、505 人のアフマディー教徒、229 人のキリスト教徒、30 人のヒンドゥー教徒が冒とく法に基づいて告発されていることを明らかにした」と報告した。<sup>151</sup>

6.6.2 CPIT は、米国国務省の信仰の自由に関する国際報告書 (USSD IRF)、パキスタン人権委員会 (HRCP) 及びキリスト教慈善団体である法律扶助・支援・解決センター (CLAAS) の年次報告書から、2015 年から 2019 年の間に登録された冒とく事件についてのデータを抽出した。

- 2015 年、警察は 3 件の冒とく事件を登録しており、2015 年の USSD IRF 報告書はキリスト教徒に対して記録された 2 件に言及した<sup>152</sup>。
- 2016 年には 18 件が登録されたが、信仰する宗教は引用されていない<sup>153</sup>。2016 年の USSD IRF 報告書は、9 人のキリスト教徒が逮捕又は判決を受けたことに言及しているが、2 人 (男児とその母親) に対する告訴は、警察が証拠を示せなかったため取り下げられた<sup>154</sup>。CLAAS は、2016 年に 7 件の冒とく事件が登録されたことを指摘した<sup>155</sup>。
- 2017 年には 17 人に対して、10 件の冒とく事件が新規登録された<sup>156</sup>。信仰する宗教は引用されていないが、2017 年の USSD IRF 報告書によると、少なくとも 2 人のキリスト教徒が逮捕され、他の 2 人が判決を受けた (1 人は死刑、1 人は無期懲役)<sup>157</sup>。CLAAS は 2017 年に 9 件を報告した<sup>158</sup>。2017 年の USSD IRF 報告書と CLAAS が挙げた事件が比較的少数にとどまっているのとは対照的に、HRCP は 2017 年 1 月から 11 月の公式統計によると 189 件の冒とく (信仰する宗教は記録されていない) 事件があったと報告している<sup>159</sup>。
- 2018 年には 7 件が登録された。信仰する宗教は全ての事件で引用されていないが、2018 年の USSD IRF 報告書によると、少なくとも 2 人のキリスト教徒が逮捕されている<sup>160</sup>。HRCP は、2018 年に 18 件の冒とくの事件を記録した<sup>161</sup>。CLAAS は、2018 年に新たに 16 件の冒とく事件を報告しており、そのうち 3 件はキリスト教徒に対するものであった<sup>162</sup>。

---

<sup>151</sup> CSW, “[Long read:… Pakistan’s blasphemy laws](#)”, 18 September 2019

<sup>152</sup> USSD, “[IRF Report 2015](#)” (section II), 10 August 2016

<sup>153</sup> USSD, “[IRF Report 2016](#)” (section II), 15 August 2017

<sup>154</sup> USSD, “[IRF Report 2016](#)” (section II), 15 August 2017

<sup>155</sup> CLAAS, “[Annual Report 2016](#)” (page 1), 2017

<sup>156</sup> USSD, “[IRF Report 2017](#)” (section II), 29 May 2018

<sup>157</sup> USSD, “[IRF Report 2017](#)” (section II), 29 May 2018

<sup>158</sup> CLAAS, “[Annual Report 2017](#)” (page 1), 2018

<sup>159</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2017](#)” (page 93), March 2018

<sup>160</sup> USSD, “[IRF Report 2018](#)” (section II), 21 June 2019

<sup>161</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2018](#)” (page 71), March 2019

<sup>162</sup> CLAAS, “[Annual Report 2018](#)” (page 12), May 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2019年には少なくとも10件が登録されたが、信仰する宗教は言及されていない<sup>163</sup>。

6.6.3 USSD IRF 報告書 2019年版は、次のように指摘した。

「宗教団体や人権団体によると、冒とく罪で告発されて有罪判決を受けた者の大半はイスラム教徒であったが、宗教的マイノリティは、人口に占める割合の少なさに比して不釣り合いに多く、冒とく罪で告発され続けている。複数の情報源をからの情報をまとめたデータベースによると、2001年以降、非アフマディー教徒に対する有罪判決は28件、キリスト教徒に対する有罪判決は16件、アフマディー教徒に対する有罪判決は4件であった」<sup>164</sup>

6.6.4 下された判決に関して、同じ情報源は次のように言及している。

「市民社会の報告によると、少なくとも84人が冒とく罪で投獄され、少なくとも29人が死刑を宣告された。2018年には、それぞれ77人、28人であった。政府は、冒とくを理由にして処刑を行ったことはない。NGOから提供されたデータによると、当局はこの1年間に少なくとも10人の個人に対して、冒とく事件を新規登録した。裁判所は新たに2人の死刑判決を下し、別の個人には5年の禁錮刑を言い渡した。最高裁判所は同年、冒とく罪で起訴された1人の有罪判決を覆し、下級裁判所は冒とく罪で起訴されたもう1人に無罪判決を下した。その他の冒とく事件は未解決のままであった。少なくとも1人の個人が、PECAに基づいて、ソーシャルメディアを通じて冒とくに相当する内容を広めたとして告発された。市民社会グループは、冒とく法が宗教的マイノリティのコミュニティのメンバーに不釣り合いに大きい影響を与える懸念を引き続き表明している。冒とく罪で投獄された84人のうち、31人はキリスト教徒、16人はアフマディー教徒、5人はヒンドゥー教徒だった。市民社会の情報源によると、年末の時点で、29人が冒とくの容疑で死刑囚になったままである。冒とく罪で告発された人物は、しばしば同時にテロ犯罪でも起訴されている。NGOは今後も引き続き、下級裁判所がしばしば冒とく罪に関する裁判において基本的で明白な基準を遵守していない、と報告している」<sup>165</sup>

6.6.5 USCIRFは、2019年の年次報告書において、「...現在、パキスタンにおいて冒とく罪で死刑判決を受けたり終身刑を受けたりしている個人が、少なくとも40人いると認識している。そのなかには、オンラインで投稿した記事や画像において預言者モハメッドを侮辱したという容疑に基づいて2018年12月に地方裁判官によって死刑判決を受けた2人のキリスト教徒、カイサル・アユブとアムーン・アユブがいる」と言及した。<sup>166</sup>

6.6.6 2020年9月8日、キリスト教徒の男性がラホール裁判所から死刑を宣告されたことが報告された<sup>167</sup> <sup>168</sup>。この男性は、2013年に、元職場の上司に預言者ムハンマドを侮蔑する発言をテキストメッセージで送ったとして、冒とく罪で有罪判決を受け

<sup>163</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>164</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>165</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>166</sup> USCIRF, “Annual Report 2019 – Pakistan” (page 4), April 2019

<sup>167</sup> Al Jazeera, “Pakistani Christian sentenced to death for “blasphemous texts”, 8 September 2020

<sup>168</sup> Reuters, “Pakistan court sentences Christian to death on blasphemy charges”, 8 September 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

て以来、拘禁されていた<sup>169</sup> <sup>170</sup>。他の事例では、2人のキリスト教徒の男性が2020年10月と12月に控訴審で無罪となったが、両者とも冒とく罪で死刑と無期懲役の判決を受け、長年（それぞれ7年と11年）刑務所で過ごした<sup>171</sup> <sup>172</sup> <sup>173</sup>。

6.6.7 様々な権利の問題を監視する NGO 国境なき人権（HRWF）インターナショナルは、2013年以來、宗教又は信仰の自由に対する権利を行使して投獄された事件を世界中で追跡調査している<sup>174</sup>。2021年1月10日現在、HRWFの囚人データベースは、パキスタンで信仰を理由に実刑判決を受けた個人が53人と報告している<sup>175</sup>。そのうち31人はキリスト教徒（聖公会2人、カトリック派1人、プロテスタント派28人）で、11人が死刑を宣告され、さらに9人が裁判又は判決を待っている<sup>176</sup>。

6.6.8 国際法律家委員会（ICJ）の2015年の報告書によれば、冒とく事件の80%以上が上訴審で覆された<sup>177</sup>。

司法制度及び冒とく罪の告発も参照してほしい。

[目次に戻る](#)

第7節更新日：2021年2月15日

## 7. 社会の待遇及び態度

### 7.1 冒とく罪の告発

7.1.1 情報源によると、冒とく罪で訴えられた人々の大多数はイスラム教徒だが、キリスト教徒を含むマイノリティの宗教集団は不釣り合いに大きな影響を受けていた<sup>178</sup> <sup>179</sup>。BHCが2021年に言及したように、「個人的な紛争を解決するためにパキスタンにおいて冒とく法が乱用及び悪用されることはよくあり、キリスト教徒を含む宗教的マイノリティは不釣り合いに多く狙われている」、さらに「冒とく事件の大半は、キリスト教徒の多いパンジャブ州で起きている」<sup>180</sup>

7.1.2 冒とくに関する容疑の件数は様々で、どれだけの人数が逮捕、告訴、有罪判決に至ったかは必ずしも明らかではなかった（冒とく法による逮捕、有罪判決、投獄を参照）。

7.1.3 冒とく法について2019年BBCニュースが報道したところによると、国家正義平和委員会（NCJP）が提供したデータによれば、1987年から2018年までに229人のキリスト教徒が冒とく法の様々な条項に基づいて告発された、という<sup>181</sup>。冒とく罪

<sup>169</sup> Al Jazeera, “Pakistani Christian sentenced to death for “blasphemous texts”, 8 September 2020

<sup>170</sup> Reuters, “Pakistan court sentences Christian to death on blasphemy charges”, 8 September 2020

<sup>171</sup> Al Jazeera, “Pakistani Christian sentenced to death for “blasphemous texts”, 7 October 2020

<sup>172</sup> Dawn, “Man acquitted of blasphemy charge after six years”, 7 October 2020

<sup>173</sup> Bamabus Fund, “Pakistan Christian acquitted of “blasphemy” charge after …”, 22 December 2020

<sup>174</sup> HRWF, “Prisoners Database – Other countries”, updated 10 January 2021

<sup>175</sup> HRWF, “Prisoners Database – Other countries”, updated 10 January 2021

<sup>176</sup> HRWF, “Prisoners Database – Other countries”, updated 10 January 2021

<sup>177</sup> ICJ, “On Trial: The Implementation of Pakistan’s Blasphemy Laws” (page 7), November 2015

<sup>178</sup> EASO, “COI Meeting Report – Pakistan” (page 34), February 2018

<sup>179</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>180</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>181</sup> BBC News, “What are Pakistan’s blasphemy laws?”, 8 May 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の申立てについてのデータを調査したところ、1987年から2018年の間に発生した1,572件の告発のうち、少なくとも253件はキリスト教徒に対するものだった、とCSJは報告した<sup>182</sup>。

7.1.4 APPG 報告書 2019 年版によると、訪問中に代表団が、冒とく法が個人的な揉め事の決着をつけるために広く悪用されていると知ったといい、「議論や対立の過程で他の当事者によって冒とくだと誤って非難される事例が多数報告されている」と言及している。弁護士たちによると、パキスタンでは、冒とく罪の告発は地元警察によって登録されるものだが、地元警察は主張の信ぴょう性についてはほとんど調査を行わないことが多く、賄賂と引き換えに供述調書（FIR）を作成して事件を登録しようとすることもあるという。<sup>183</sup>

司法制度も参照してほしい。

7.1.5 世界キリスト教連帯（CSW）は、2019年に次のように報告した。

「CSW は、冒とく事件の被害者や冒とく事件を担当する弁護士から、ひとたび告発がなされると、被害者とその家族は常に恐怖の中で生活することを学んだ。告発が虚偽であることが判明した場合でも、告発者からのハラスメントや脅迫を経験することになる。告発者とその家族は、安全な場所がないために、通常的生活を取り戻すことができない。国内移住は極めて困難であり、たとえ被害者が移住できたとしても、告発者から常に追求されることになる。パキスタン人権委員会（HRCP）の委員長ゾーラ・ユスフは [2017 年に] 『冒とく罪で告発された者は、たとえ釈放されたとしても、実質的な死刑宣告を受ける』と述べた」<sup>184</sup>

7.1.6 2019 年 CSJ 報告書によると「冒とく罪は証拠がないときでも、しばしば被告人に対する悪質な暴徒の襲撃やその家族への脅迫、被告人が宗教的マイノリティの場合、ときには宗教的マイノリティの集落全体を標的にした襲撃と破壊につながった」という。<sup>185</sup>

7.1.7 冒とく法が一般的にどう使用されているかについて報道した Al Jazeera は、2020 年 9 月に次のように指摘した。

「過去 10 年間で、冒とく罪で訴えられた人々が犯したとされる『犯罪』は、名刺をゴミ箱に捨てた（男の名前はムハンマド）、地方の水をめぐる争い、つづり字の間違い、子供の命名、礼拝所の設計、（宗教的なものではない）お守りを燃やす、Facebook で写真を共有する、といった不条理なものであった」

「法廷の外では、暴徒や被告人に対する標的型攻撃など、暴力で決着をつける事例が増えている。多くの場合、被告人の家族や弁護士、そして被告人を無罪にした裁判官までもが標的になっている」

「1990 年以降、このような告発に関連して少なくとも 77 人が殺害され、直近では、

---

<sup>182</sup> CSJ, “Challenges in exercising religious freedom in Pakistan” (page 29), December 2019

<sup>183</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 17), September 2019

<sup>184</sup> CSW, “Pakistan: Religious freedom under attack” (page 17-18), December 2019

<sup>185</sup> CSJ, “Challenges in exercising religious freedom in Pakistan” (page 27), December 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

先月に殺人事件が法廷で発生した」<sup>186</sup>

7.1.8 2019年 APPG 報告書は、「告発が登録されると、告発者に対する暴徒の暴力がしばしば起こる。したがって、冒とくの告発を登録するだけで、(超法規的な)死刑宣告に相当する場合がある」と指摘している。<sup>187</sup> APPG は、2018年10月に出された最高裁判所の判決を引用して、「1990年以来、冒とくの容疑をかけられた結果として、法律に従って裁判が行われる前だったにもかかわらず62人が殺害されてしまった」と述べた。<sup>188</sup>

7.1.9 HRCP は 2019年の年次報告書において、2019年2月にイスラム教徒の夫婦から聖典コーランを冒とくしたと訴えられた4人のキリスト教徒の女性が直面した冒とくに関する容疑について、言及している<sup>189</sup>。それによると、女性たちが住むカラチのキリスト教地区が襲撃されて、200人のキリスト教徒が避難を余儀なくされた<sup>190</sup>。キリスト教系ニュースサイトのアジア・ニュースによると、本件に警察が介入したところ、告発者がでっち上げをしたこと認めて、女性たちへの告発は行われなかったという<sup>191</sup>。この事件を報告した英国パキスタン・キリスト教協会 (BPCA) によると、避難したキリスト教徒の家族は「カラチの中の危険性がより低いと思われる地域に引越した」という。<sup>192</sup>

7.1.10 2019年5月のBPCAの報告書によると、パンジャブ州アリフ・ワラ・テシル地区のキリスト教徒2家族が、冒とくに関して告発された後、武装したイスラム教徒の男性と子供約40人の群集に襲われて、自宅から逃げ出さざるを得なくなったという<sup>193</sup>。一部の襲撃者について供述調書 (FIR) が登録されたが、BPCAによると、結局何の措置もとられなかった<sup>194</sup>。キリスト教徒に対する冒とくの罪は問われなかった。5人のキリスト教徒はその後に自宅に戻ったが、警察の保護下で身の安全を確保しているという<sup>195</sup>。

7.1.11 2020年10月に講演したパキスタン・ウレマ評議会 (PUC) 会長兼宗教間調和に関する首相特別補佐官は「…冒とく事件は、聖職者と宗教学者による効果的な連携が功を奏して、過去2年間で減少してきた」と述べた。<sup>196</sup>

集団に対する暴力及び冒とく法による逮捕、有罪判決、投獄も参照してほしい。

[目次に戻る](#)

<sup>186</sup> Al Jazeera, “[Explained: Pakistan’s emotive blasphemy laws](#)”, 21 September 2020

<sup>187</sup> APPG, “[Religious Minorities of Pakistan](#)” (page 17), September 2019

<sup>188</sup> APPG, “[Religious Minorities of Pakistan](#)” (page 17), September 2019

<sup>189</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2019](#)” (page 74), April 2020

<sup>190</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2019](#)” (page 74), April 2020

<sup>191</sup> Asia News, “[Two hundred families in Karachi flee after three young Christian…](#)”, 3 July 2019

<sup>192</sup> BPCA, “[200 Pakistani Christian families displaced after 4 falsely accused…](#)”, 26 February 2019

<sup>193</sup> BCPA, “[Telephone call anger leads to blasphemy allegation for innocent Christians](#)”, 21 May 2019

<sup>194</sup> BCPA, “[Telephone call anger leads to blasphemy allegation for innocent Christians](#)”, 21 May 2019

<sup>195</sup> BCPA, “[Telephone call anger leads to blasphemy allegation for innocent Christians](#)”, 21 May 2019

<sup>196</sup> Dawn, “[Govt to establish interfaith harmony councils: Ashrafi](#)”, 14 October 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 7.2 イスラム教からキリスト教に改宗した場合の影響

7.2.1 2012年にカナダ移民難民局(IRB)の調査部門が協力を求めた情報源によると、パキスタンの社会全般が改宗者に対しては極めて敵対的であり、改宗者はハラスメントや攻撃、「拷問」を受けているという<sup>197</sup>。情報源によると「改宗者に対する攻撃は、改宗してから何年も、あるいは何十年も経ってから再び起こることがある」という。<sup>198</sup>

7.2.2 2015年に報告した世界キリスト教連帯(CSW)が相談した情報源によると、イスラム教徒がキリスト教徒になることを決め、その改宗が知られると、その生命は危険にさらされる<sup>199</sup>。情報源はCSWに対して、棄教を聞いたムッラー(宗教指導者)が、改宗者の死を命じるファトワーを出すという<sup>200</sup>。

7.2.3 2021年2月15日付のキリスト教への改宗に関する書簡で、人道・人権問題を扱う英国高等弁務官事務所(BHC)の政治部は、「この問題は繰り返し隠されてきた問題であるため、実際の状況を裏付けることは困難である。我々の見解では、改宗者はおそらく自分自身に注意を引きつけることを望まないだろう」と言及した。<sup>201</sup>パキスタンにおけるBHCの外部関係者からの伝聞として、次のような報告がある。

「キリスト教の改宗者が、パキスタンにおいて、キリスト教徒であること以上に改宗者として、自由で公然と生活することは困難であると考えられる。キリスト教に改宗したことが知られている人は、職場や当局などにおいて深刻な差別を受けているというのが我々の見解である。パキスタンでは、キリスト教に改宗したことが知られている人々の方が、生まれながらのキリスト教徒よりもはるかに困難な状況にいる。パキスタンにおいてキリスト教に改宗する人は珍しく、少なくとも公然と改宗することはないと理解している。そのため、コミュニティにとっては注目すべきことであり、反響を呼ぶ可能性がある」<sup>202</sup>

7.2.4 2017年パキスタンに関するEASO会議で、ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)の政治学準教授マシュー・ネルソン博士は次のように述べている。

「イスラム教からキリスト教への改宗者は...法的な抜け穴に直面している。抜け穴とは、パキスタンにはまだイスラム教の棄教を規定する正式な法律がないことである。法律上の状況を鑑みると、『キリスト教徒だと公言するためにイスラム教を棄てた個人を管理する法律はどんなものか』ということである。そのための法律はない。それはそれでいいことかもしれない」

「しかし、それが意味するのは、非公式な関与の余地が存在するということだ。イスラム教からキリスト教などに改宗した個人に対する社会からの迫害はかなり厳しい。ただしIDカードを変更する必要があって、いきなり非公式に『私はイスラム教徒ではない』と言え、IDカードを変更できるかもしれない。ささいな交渉で。つまり非

<sup>197</sup> IRB, “Pakistan: Religious conversion, including treatment of converts...”, 14 January 2013

<sup>198</sup> IRB, “Pakistan: Religious conversion, including treatment of converts...”, 14 January 2013

<sup>199</sup> CSW, “House of Lords Hearing”, (pages 2-3), 10-11 November 2015

<sup>200</sup> CSW, “House of Lords Hearing”, (pages 2-3), 10-11 November 2015

<sup>201</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>202</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

公式な政治的交渉である。これは一般的ではなく簡単でもないが、可能性はある」<sup>203</sup>

7.2.5 BHC の現地従事スタッフ及びその他のオープンソースから入手した情報が 2021 年に CPIT に提供されており、内容は次のとおりである。

「実際に棄教を理由に刑事訴追された事例はないが、改宗に伴う影響がないわけではない。結婚したイスラム教徒の夫婦が他の宗教に改宗した場合、その夫婦の子供は非嫡出子となり、国家の被保護者となる可能性がある、と報告されている。また、別の報告によると、理論的にはイスラム教から改宗することは可能だが、実際には国家がそのプロセスを妨げようとする。イスラム教からの改宗者や無神論者には、パキスタンの冒とく法が適用される可能性もある...」<sup>204</sup>

7.2.6 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、「棄教を理由に殺害された個人の報告はなかったが、市民社会のメンバーは、家族又は社会全体からの暴力的報復を恐れて、イスラム教からの改宗者が様々なレベルで素性を隠して生きていると報告している」<sup>205</sup>

法的文脈－冒とく及び棄教も参照してほしい。

7.2.7 2021 年 2 月に、BHC は次のように記載した。

「ラワルピンディのような都市部の多くやパンジャブ州、シンド州全体にキリスト教のコミュニティがあったため、当局政治部は理論的には国内移住が可能かもしれないと考えた。都市部に移住することで匿名性が高まるため、改宗の事実を明らかにせず移動することは可能かもしれない。しかし、我々はキリスト教コミュニティ自体が他のコミュニティからますます孤立しつつあるとも考えている。したがって、より大きなキリスト教コミュニティに住むキリスト教徒を社会的に排除してハラスメントを行うことは難易度が高いかもしれないが、必ずしもそのようなハラスメントがなくなるわけではない」<sup>206</sup>

[目次に戻る](#)

## 7.3 差別とハラスメント

7.3.1 DFAT の報告書によると、キリスト教徒が「...著しい社会的偏見と階級差別に直面している」という。<sup>207</sup> 外務・英連邦・開発省 (FCO) 年次人権報告書 2019 年版は、キリスト教徒を含むパキスタンの宗教的マイノリティに対する不寛容が依然として重大な懸念であることを指摘した<sup>208</sup>。

7.3.2 2020 年の CLJ の報告書によると、調査の回答者の多くは、例えば、イエスが神の子ではないと言われ、聖書が改変され、キリスト教の信仰がイスラム教徒に嘲笑されたと述べた<sup>209</sup>。同じ情報源によると、「キリスト教徒は、N ワード (人種差別用語)

<sup>203</sup> EASO, “COI Meeting Report – Pakistan” (page 34), February 2018

<sup>204</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>205</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section III), 10 June 2020

<sup>206</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

<sup>207</sup> DFAT, “Country Information Report Pakistan” (paragraph 3.136), 20 February 2019

<sup>208</sup> FCO, “Human Rights and Democracy 2019” (Chapter 4, section 6.18), 16 July 2020

<sup>209</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 79-80), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に匹敵する言葉が使われる唯一の宗教的マイノリティである。ペシャワール出身のキリスト教徒は、パシュトー語で『チュワナ』と呼ばれ、クエッタ、カラチ、ハイデラバードでは『バンギ』と呼ばれ、これはチューラーと同義語である」という。<sup>210</sup>

7.3.3 CREID の報告書は、キリスト教徒に対する蔑称が広く使用されていることも指摘した<sup>211</sup>。清掃作業に付随する社会的偏見と差別に焦点を当てた 2019 年付けの別の CLJ 報告書は、チューラーという用語が会話の中でキリスト教徒の別称として使用されていることを指摘している<sup>212</sup>。CSW によると、キリスト教徒がカーフィル（不信心者）と表現されたり、西洋への同調者と認識されたりする場合もあるという<sup>213</sup>。

雇用へのアクセスも参照してほしい。

7.3.4 2020 年の CLJ 報告書では、「ヒンドゥー教徒やキリスト教徒によると、イスラム教徒は非イスラム教徒に物件を貸すことに消極的なわけではない。マイノリティに属する者は立場が脆弱すぎて家賃の支払いを怠ったり物件を奪おうとしたりはしない、と考えているからである。しかし、近年マイノリティが貸家を拒否されるような事例はほとんど表面化していない」<sup>214</sup>

7.3.5 2020 年 CLJ 報告書によると、キリスト教徒は肌が浅黒いと連想されるため人種として異なる分類にされていると考えていた<sup>215</sup>。2020 年の CLJ 報告書及び CREID 報告書の両方で、多数のキリスト教徒が経験したマイクロアグレッションについて言及されている。これには、同じ食器や調理器具を使うこと、キリスト教徒が触ったものに触れること、キリスト教徒が作った料理を食べること、キリスト教徒の髪を切ることを拒否することが含まれている<sup>216 217</sup>。これらの行為は農村部でより広くみられたが、都市部でも発生した<sup>218</sup>。

学校、教科書及びカリキュラムにおける差別も参照してほしい。

7.3.6 2020 年の CLJ 報告書によると、憲法が宗教を布教する権利を規定している一方で、調査の回答者全員が、報復を恐れずにイスラム教徒の間で行うことはできない、と述べているという<sup>219</sup>。

7.3.7 メディアの報道によると、新型コロナウイルス感染症の大流行の際、キリスト教徒やその他のマイノリティは食糧援助やその他の救援を拒否された、という<sup>220 221 222</sup>。

[目次に戻る](#)

<sup>210</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 57), 2020

<sup>211</sup> CREID, “[Violence and Discrimination against Women of Religious...](#)” (page 194), November 2020

<sup>212</sup> CLJ, “[Shame and Stigma in Sanitation](#)” (Executive summary), 2019

<sup>213</sup> CSW, “[Pakistan: Religious freedom under attack](#)” (page 19), December 2019

<sup>214</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 67), 2020

<sup>215</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 80), 2020

<sup>216</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 81), 2020

<sup>217</sup> CREID, “[Violence and Discrimination against Women of Religious...](#)” (page 174), November 2020

<sup>218</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 76 and 81), 2020

<sup>219</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 71), 2020

<sup>220</sup> The Diplomat, “[COVID-19 Fans Religious Discrimination in Pakistan](#)”, 28 April 2020

<sup>221</sup> International Christian Concern, “[Pakistani Christians Suffer Layered Persecution...](#)”, 6 June 2020

<sup>222</sup> Vatican News, “[Pakistan Church condemns violence, discrimination against minorities](#)”, 9 July 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 7.4 女性と女兒

7.4.1 CREID 報告書によると、キリスト教徒の女性と女兒は、マイノリティとしての地位と性別のせいで、複数の交差する形態の差別に直面しているという。<sup>223</sup>

7.4.2 HRCF は 2019 年に「パキスタン人女兒の中国への性的人身売買に関する FIA（連邦捜査局）の取締り」について報告している。<sup>224</sup> バンジャブ州での出来事に言及し、報告書は次のように述べた。

「...人身売買業者は、2018 年以来、貧困にあえぐ主にキリスト教徒の家族を標的にして、その娘や姉妹（一部は 10 代）を中国人男性と結婚させるために最大 300 万パキスタンルピーを支払っていた、と報告されている。少なくとも 1 人のイスラム教徒の聖職者が関与しており、彼のイスラム神学校から結婚局が運営されていた。捜査当局は、2019 年初頭までの期間に花嫁として中国に売られた 629 人のパキスタンの女兒と女性のリストを作成した。中国に渡った女性たちは、しばしば放置され、飢餓状態に置かれ、虐待され、売春や違法な臓器売買の対象になっている。何人かは救出を求めて、家族に連絡を取った」

「FIA によって数多くの中国人や仲介者が摘発された。その後、人身売買業者に対する最大の作戦が停滞し始めた。中国政府は人身売買を否定し、パキスタン外務省は「センセーショナルな表現」をしないよう注意を行った。そしてついに、FIA が捜査の縮小を迫られている、との報道がなされた。中国人は無罪になるか、保釈されて出国を許された」<sup>225</sup>

7.4.3 CSJ が市民社会組織（CSOs）22 団体を代表して 2020 年 2 月に提出した女性差別撤廃委員会（CEDAW）へのシャドウ・レポートは、一般的に宗教的マイノリティとして認識されている女性に言及し、「マイノリティ女性（その大多数は社会経済的に疎外された集団に属する）は性別、マイノリティ（宗教的アイデンティティ）及び階級に基づく三段階の差別に直面している...」と指摘した。<sup>226</sup>

7.4.4 2020 年の CLJ 報告書では、セクシャルハラスメントは信仰に関係なく全ての女性に影響を与えるが、「キリスト教徒の女性は服装から特定される場合がある」と指摘した。

「キリスト教徒の女性は、服装から特定される場合がある。こうした特定がハラスメントにつながることもある。『キリスト教徒の女性は、ドゥパッタ（頭部を覆うもの）を着用しない。そのため、キリスト教の女性の方が求婚しやすいと、信じられている」と、クエッタのタヒル・ジャドーン・ジョンソンは語った。カラチ大学社会学部助教授のサビール・マイケル博士は、『報復されない知っているから、キリスト教徒の女性をからかうのだ』という。パキスタン教会の全国コーディネーターであり、UCH（キリスト教総合病院）の管理者であるイムラン・タイタス・バッチィは、『キリスト教徒の女性は、キリスト教徒の若い男性より不安を感じている』と述べた』<sup>227</sup>

7.4.5 CREID の調査では、全回答者がセクシャルハラスメントは一般的に問題であると回答し、キリスト教徒の女性の 3 分の 1 が自分のコミュニティの男性からのハラス

<sup>223</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 162), November 2020

<sup>224</sup> HRCF, “State of Human Rights in 2018” (page 54), April 2020

<sup>225</sup> HRCF, “State of Human Rights in 2018” (page 54), April 2020

<sup>226</sup> CSJ, “Discrimination lingers on ... II” (page 6), 12 February 2020

<sup>227</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 64), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

メントに直面していると回答したが、それ以上の詳細な回答はなかった<sup>228</sup>。

女性の雇用については、雇用へのアクセスを参照してほしい。

パキスタンの女性の一般的な状況については、国別政策情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性を参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## 7.5 イスラム教への強制改宗

7.5.1 USSD 報告書 2019 年版は、次のように言及している。

「8月14日（2019年）、イムラン・カーン首相は「パキスタンで人々を力づくでイスラム教に改宗させる者たちは...イスラム教に反している」と公言した。「11月21日（2019年）、上院は強制改宗からマイノリティを保護する議院内委員会を設置した。委員会には、宗教問題・宗教間調和担当大臣、人権担当大臣、そしてキリスト教徒やヒンドゥー教徒の上院議員数名が参加した。しかし宗教的マイノリティは、宗教的マイノリティのイスラム教への強制改宗に対処することを目的とした政府による行動が不十分であることに、依然として懸念を抱いていると述べた。シンド州のマイノリティの権利の活動家は、同州が強制改宗に反対する法律を制定しなかったことを、宗教政党的の圧力に直面して政府が後退した例として挙げている」<sup>229</sup>

7.5.2 2020年10月に平和研究所が発表した強制改宗に関するグラム・フセインの報告書（IPS報告書）は、パキスタンにおける強制改宗に関してしばしば引用されるデータ及び叙述に関する批判的分析を示しており、そのなかにはNGOは毎年約1,000人のキリスト教及びヒンディー教の女性や女兒が強制的にイスラム教に改宗させられているという主張があるという<sup>230</sup>。IPSの報告書によると「NGOの報告書においては検証不可能な証拠に基づいた主張がなされている。ほとんど全ての報告書が他の報告書を引用し、それが主要な証拠として提示されている...」という。<sup>231</sup>

7.5.3 2020年のCLJ報告書は、「毎年1,000人の非イスラム教徒の女兒が改宗を強制されているという検証可能なデータを提供した組織はこれまでに知られていない」と指摘した。<sup>232</sup> さらに報告書は以下のように付け加えた。

「2014年、パキスタンにおける連帯と平和のための運動（MSP）というNGOが、カトリックの通信社 Fides が非公開の情報源から収集したデータに基づく報告書を引用している。この報告書によると、パキスタンでは毎年約700人のキリスト教徒の女性と300人のヒンドゥー教徒の女性が誘拐され、改宗するよう強制されていると主張している。この報告書は、その主張を裏付ける名前や事件には言及していない。現在、マイノリティの権利に取り組むNGOである社会正義センター（CSJ）がまとめたデータによると、6年間（2013～2019年）で160件の強制改宗事件が起きており、これは

<sup>228</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 185), November 2020

<sup>229</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>230</sup> IPS, “Forced Conversions or Faith Conversions” (pages 7 and 9), 20 October 2020

<sup>231</sup> IPS, “Forced Conversions or Faith Conversions” (pages 19), 20 October 2020

<sup>232</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 65), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

妥当な数字だと思われる」<sup>233</sup>

7.5.4 CSJ がまとめたデータ（更新された報告書に掲載）によると、実際には 2013 年から 2019 年までの間に 162 件の強制改宗の申立てを引用しているが<sup>234</sup>、CPIT はこれとその期間の全ての強制改宗の合計件数であると報告書が示しているわけではないとしている。マイノリティの女性や女兒に対する強制改宗やそれに関連した犯罪容疑がある 146 件のうち、CSJ は 69 件がキリスト教徒に関わるものだと記録している<sup>235</sup>。

7.5.5 IPS の報告書は、「改宗」、つまり自発的に他の信仰に改宗することが、必ずしも事実ではないにもかかわらず、しばしば「強制改宗」として捉えられることがあると結論付けた<sup>236</sup>。改宗は、社会的流動性や経済的繁栄のため、また結婚のためなど、様々な理由で行われているが、必ずしも家族から受け入れられるとは限らない<sup>237 238</sup>。

7.5.6 IPS の報告書で引用された 2014 年の最高裁判決は、ヒンドゥー教の女性の強制改宗の容疑がかけられた事件で、実はその大半が駆け落ちをして本人の自由意志で結婚していたものと判断した<sup>239</sup>。USSD IRF 報告書 2019 年版によると、「誘拐未遂や強制改宗の状況において、政府の介入や裁判所や法執行機関からの支援が報告されているが、加害者とされる者に対する強制措置はまれである」という<sup>240</sup>。一方、IPS の報告書は「(NGO によって)『強制改宗』と強調され、法廷で争われた事例の大多数は、これまでのところ、被害者とされる人物の責任を証明できていない」と指摘した<sup>241</sup>。CREID によると、マイノリティの女性が『誘拐犯』を恐れて、法廷で強制改宗の事実を認めず、本人の自由意志で改宗したと発言した、という<sup>242</sup>。また、CREID の報告書によると、「警察や行政機関は、たまたま多数派のコミュニティ出身で、社会的・経済的に影響力のある犯人の味方をするのが通常である。下級裁判所は一般的に、家族からの隔離、誘拐の罪とレイプの罪、改宗者の年齢などの状況を無視してきた」という。<sup>243</sup>

7.5.7 CSJ による最新のワーキングペーパーは、「CSJ の監視デスクによると、2019 年 1 月から 11 月にかけて、35 人のキリスト教徒の女性が誘拐、レイプ、改宗事件に遭い、1 人の若い女性が関係を持つことを拒否して殺害され、10 人が警察や地主に殴られ、4 人の女性が冒とく罪を犯したとして冤罪で訴えられた」と指摘している<sup>244</sup>。USSD IRF 報告書 2019 年版に引用されている、人権 NGO の CLAAS によると、「...少なくとも 15 人の若いキリスト教徒の女性が、(2019 年に) 誘拐され、強制的に改宗させられた。このうち、3 人の女性が裁判所の命令により家族のもとに戻された」と

<sup>233</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 65), 2020

<sup>234</sup> CSJ, “Silence of the Lamb II” (page 6), no date

<sup>235</sup> CSJ, “Silence of the Lamb II” (page 15-24), no date

<sup>236</sup> IPS, “Forced Conversions or Faith Conversions” (pages 71), 20 October 2020

<sup>237</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (pages 65-66), 2020

<sup>238</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 188), November 2020

<sup>239</sup> IPS, “Forced Conversions or Faith Conversions” (page 43), 20 October 2020

<sup>240</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>241</sup> IPS, “Forced Conversions or Faith Conversions” (page 66), 20 October 2020

<sup>242</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 184), November 2020

<sup>243</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 184), November 2020

<sup>244</sup> CSJ, “Silence of the Lamb II” (page 6), no date

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いう。<sup>245</sup>

7.5.8 なかでも強制改宗からの保護などを目的とした、シンド州マイノリティ人権委員会法案及び刑法（マイノリティの保護）法案は、2020年10月9日の時点でまだ審議中である。<sup>246</sup>

[目次に戻る](#)

第8節更新日：2021年1月11日

## 8. キリスト教徒及びキリスト教コミュニティへの攻撃

### 8.1 集団に対する暴力

8.1.1 冒とくの申立てが、マイノリティの集団に対する暴力行為の引き金になることがある<sup>247</sup>（[冒とくの告発](#)を参照）。

8.1.2 2020年のCLJ報告書は、過去20年間のキリスト教（主にプロテスタント）の施設や礼拝所への標的型攻撃を挙げ、「2006年にデンマークの新聞Jyllands-Postenへの不敬な風刺画の掲載後、キリスト教系学校と教会が標的になった」と指摘した。ゴジュラ（2009年）とジョセフ・コロニー（2013年）のキリスト教徒居住地区では、冒とくを口実に略奪、略奪、そして放火が行われた。2012年には、イスラム教映画に反対するデモ隊がマルダンで教会に放火した。<sup>248</sup>

8.1.3 2016年、CLAASはキリスト教徒やその礼拝所に対する暴力又は差別の事例を多数報告した<sup>249</sup>。同団体は52人のキリスト教徒に法的支援を提供したが、その半数近くが家庭問題や家庭内暴力だと言及されている<sup>250</sup>。USSD IRF報告書2016年版は、冒とくの告発に続いて、キリスト教徒の集団に対する暴力の2つの事例について言及している<sup>251</sup>。いずれの事例も、警察と地域住民によって状況が拡大した<sup>252</sup>。

8.1.4 2017年HRCPは、イスラム教徒の同級生と同じグラスで飲んだ小学生がリンチされた事件を報告した<sup>253</sup>。また同年には教会の破壊行為や、ファイサラバードの近隣のキリスト教徒の住民が、キリスト教徒の若い女性が改宗してイスラム教徒の若者と駆け落ちした後、退去するかイスラム教に改宗するかを選べと脅迫されたという報告もあった<sup>254</sup>。CLAASは2017年の年次報告書で、全てが宗教的動機によるものではないが、キリスト教徒の殺人容疑が6件<sup>255</sup>、レイプ事件が2件報告された<sup>256</sup>。

8.1.5 CLAASは、2018年にキリスト教徒に対する殺人を含む9件の暴力を調査した<sup>257</sup>。2018年2月、十代の若者2人が宗教的にセンシティブな内容をFacebookに投稿

<sup>245</sup> USSD, “[IRF Report 2019](#)” (section III), 10 June 2020

<sup>246</sup> Dawn, “[Lawmakers’ body discusses minorities’ rights bill, forced conversion](#)”, 9 October 2020

<sup>247</sup> CSW, “[Pakistan: Religious freedom under attack](#)” (page 17), December 2019

<sup>248</sup> CLJ, “[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)” (page 31), 2020

<sup>249</sup> CLAAS, “[Annual Report 2016](#)” (pages 43, 91-93), 2017

<sup>250</sup> CLAAS, “[Annual Report 2016](#)” (pages 6), 2017

<sup>251</sup> USSD, “[IRF Report 2016](#)” (section II), 15 August 2017

<sup>252</sup> USSD, “[IRF Report 2016](#)” (section II), 15 August 2017

<sup>253</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2018](#)” (page 89), March 2018

<sup>254</sup> HRCP, “[State of Human Rights in 2018](#)” (page 88), March 2018

<sup>255</sup> CLAAS, “[Annual Report 2017](#)” (pages 28-35), 2018

<sup>256</sup> CLAAS, “[Annual Report 2017](#)” (pages 7), 2018

<sup>257</sup> CLAAS, “[Annual Report 2018](#)” (pages 27), May 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

したことで非難された後、暴力的な抗議活動によって 800 人のキリスト教徒が近隣から避難せざるをえなくなった<sup>258</sup>。2018 年 6 月、ハイバル・パフトゥンハー州マルダンで、正体不明の襲撃者がキリスト教徒の夫婦を射殺した<sup>259</sup>。

8.1.6 国家正義平和委員会 (NCJP) は、2019 年に信仰に基づく暴力のエピソードを報告し、なかには「5 月 12 日、一部の信者がアントニオバードのカトリック派の墓地の 40 か所の墓に破損して壊れた十字架があることに気づいた」という報告もあった。同月、36 歳のキリスト教徒ジャベド・マシは、ファイサラバード近くのチャク 7 の村で、イスラム教徒の雇い主に殺害された<sup>260</sup>

8.1.7 2020 年 2 月、キリスト教徒の男性が、イスラム教徒の地主の井戸の水を使って体を洗った後、拷問されて殺害された<sup>261</sup>。

8.1.8 CLJ の報告書によると、キリスト教徒の若者に対する暴力が報告されたという。

「カラチのサビール・マイケル博士は、キリスト教徒の若者に対する暴力が自分の住む地域で起こっていると言った。『2 か月前 (日付は不明)、些細な問題が宗教的な色彩を帯びたため、約 50 人のイスラム教徒の若者が私たちの集落に行進してきた』」。

「カムラン・マイケルは、『私たちのコミュニティの若者は、宗教問題に発展しかねないとわかっているので、喧嘩を避けている』という」

「クエッタでは、キリスト教徒はこのような暴力にあまり遭わないが、深い分断が存在している」

「ムルターンのメソジスト派司教レオ・ロデリック・ポールは、キリスト教徒の若者に対するこの種の暴力は、パンジャブ州南部の遠隔地で起こっているという。地域性、規模、住民の所得水準、それと同様の指標も重要な要素だと思われる」<sup>262</sup>

8.1.9 2020 年の CLJ 報告書は、「小規模な暴徒による暴力」の事件の多くが報告されていないと付け加えているが<sup>263</sup>、比較データこそ示していないものの、マイノリティ居住地区への攻撃が減少している<sup>264</sup>ことも指摘した。

[目次に戻る](#)

## 8.2 過激派の暴力

8.2.1 CLJ の報告書によると、「パキスタンのキリスト教徒、主にプロテスタント派の教会や宣教機関は、9/11 以降、テロリストに狙われている主な非イスラム集団である」という<sup>265</sup>。報告書は、2001 年から 2017 年の間に発生した、キリスト教徒やその学校、礼拝所に対するテロ攻撃を 15 件挙げている<sup>266</sup>。

8.2.2 APPG2020 報告書によると、「2016 年のイースターの日曜日に、パキスタンのラ

<sup>258</sup> USCIRF, “Annual Report 2019 – Pakistan” (page 4), April 2019

<sup>259</sup> Tribal News Network, “Police find bullet-riddled bodies of Christian couple in Mardan”, 6 June 2018

<sup>260</sup> Vatican News, “Pakistani Church alarmed at growing anti-minority violence”, 17 October 2019

<sup>261</sup> APPG, “Suffocation of the Faithful” (page 81), July 2020

<sup>262</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 60), 2020

<sup>263</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 60), 2020

<sup>264</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 88), 2020

<sup>265</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 62), 2020

<sup>266</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 62-63), 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ホールで最大規模の公園のひとつであるグルシャン・エ・イクバル公園の正面玄関を狙った自爆テロにより、少なくとも75人が死亡し、340人以上が負傷した。この攻撃は、イースターを祝っていたキリスト教徒を標的としたものであり、パキスタンのタリバン系グループであるジャマートウル・アハラル（JuA）が犯行声明を出した」という<sup>267</sup>。2016年のUSSD IRF 報告書によると、JuAは2016年9月にペシャワールのキリスト教徒居住区を襲撃して警備員を殺害した事件の犯行声明も出したという<sup>268</sup>。

8.2.3 世界キリスト教連帯（CSW）は、2015年と2017年にキリスト教徒を標的とした2件のテロ事件を引用している。2015年3月の連続爆破テロにより、ヨウハナバードの聖ヨハネ教会とキリスト教会で14人が死亡し、70人以上が負傷した。2017年12月の自爆テロでは、クエッタのベテル記念メソジスト教会で9人が死亡し、30人が負傷した<sup>269</sup>。

8.2.4 2018年4月2日、クエッタのシャーザマン道路地域の教会の近くを人力車で移動中、キリスト教徒の家族4人が撃たれて死亡した<sup>270 271</sup>。イスラム国が犯行声明を出した<sup>272</sup>。2018年4月15日、クエッタのキリスト教徒が多数住む地域エスラ・ナグリで教会の礼拝を終えたところを銃撃され、キリスト教徒2人が死亡、5人が負傷した襲撃事件で、イスラム国が犯行声明を出した<sup>273 274</sup>。

8.2.5 USSD IRF 報告書 2019年版によると、例年と異なり、2019年にはキリスト教徒が武装宗派集団の標的となったという報告がなかったという<sup>275</sup>。2019年のPIPS 安全保障報告書は、信仰に基づく暴力の事件が2018年と比較して2019年に減少したことを指摘し、「...国内の宗教的マイノリティや宗派に対する暴力の発生率は、過去5年間減少している」と付け加えた<sup>276</sup>。南アジア・テロリズム・ポータル（SATP）は、2020年のテロ活動の年表を提供しているが、同年キリスト教徒に対するテロ関連の襲撃は記録されていなかった<sup>277</sup>。BHCは2021年2月付の書簡で、キリスト教徒に対する暴力的な攻撃は減少してきていると指摘した<sup>278</sup>。

[目次に戻る](#)

第9節更新日：2021年2月15日

## 9. 教育と雇用

### 9.1 雇用へのアクセス

#### 9.1.1 APPG 報告書 2019年版は「2009年、パキスタンは連邦政府と州政府の全ポスト

---

<sup>267</sup> APPG, “Suffocation of the Faithful” (page 77), July 2020

<sup>268</sup> USSD, “IRF Report 2016” (section II), 15 August 2017

<sup>269</sup> CSW, “Pakistan: Religious freedom under attack” (page 22-23), December 2019

<sup>270</sup> Dawn, “4 Christians among 7 killed in separate firing incidents in Quetta”, 2 April 2018

<sup>271</sup> Pakistan Today, “Four Christians killed in Quetta terror attack”, 3 April 2018

<sup>272</sup> Pakistan Today, “Four Christians killed in Quetta terror attack”, 3 April 2018

<sup>273</sup> Dawn, “At least 2 dead, 5 injured in attack on Christian community near church...”, 15 April 2018

<sup>274</sup> Radio Free Europe/Radio Liberty, “Pakistani Christians killed in Drive-By...”, 16 April 2018

<sup>275</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 February 2020

<sup>276</sup> PIPS, “Pakistan Security Report 2019” (page 123), 5 January 2020

<sup>277</sup> SATP, “Pakistan: Timeline (Terrorist Activities)-2020”, January to December 2020

<sup>278</sup> BHC, “Letter to CPIT”, 15 February 2021

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の5%を宗教的マイノリティの労働者にしなければならないという要件を導入した...  
しかし... 連邦政府職員の年次統計速報 2017-18によると、581,240人の職員のうち、  
非イスラム教徒はわずか16,711人の2.8%で、そのほとんどは低賃金の仕事に集中し  
ているという」と言及している。<sup>279</sup> NGO 社会正義センター (CSJ) の報告書による  
と、16,711人の非イスラム教徒の職員のうち、90%以上(15,069人)がキリスト教徒  
であった。<sup>280</sup>

9.1.2 APPG 報告書 2019 年版によると、「...代表団は、他の組織が清掃業やその他の低  
賃金の仕事をキリスト教徒やその他の宗教的マイノリティだけを対象にしていると宣  
伝することで5%の要件を満たそうとしていることを知った」という。<sup>281</sup>

9.1.3 USSD IRF 報告書 2019 年版 には、次のように記載されている。

「キリスト教の信教の自由の活動家は、民間雇用におけるキリスト教徒に対する広範  
な差別を引き続き報告している。彼らによると、キリスト教徒は、キリスト教の求職  
者限定と宣伝される単純労働を伴う仕事以外の職を見つけることが困難であるとい  
う。メディアは、キリスト教徒のジャベド・マシが、最低賃金より低い賃金の農場の  
仕事を辞めることを雇用主に伝えた後、雇用主のアッバス・オラフによって殺害され  
た、と報じた。ファイサラバードのパンジャブ州人権・マイノリティ問題担当省に協  
力する活動家ヤシール・タリブ氏は、「イスラム教徒の多くも畑で働いているが、キリ  
スト教徒の労働条件はその4倍悪い」と言う。11月、キリスト教徒のジャーナリス  
トのゴニラ・ギルは、イスラム教徒の同僚からイスラム教への改宗を迫られ、宗教を否  
定されるハラスメントを受け、ラホールで仕事を辞めた、と述べている。<sup>282</sup>

9.1.4 CREID 報告書は、大半のキリスト教徒の回答者が、教会やコミュニティが運営  
する組織で働いていない限り、職場で宗教差別を経験していることを明らかにした  
<sup>283</sup>。

9.1.5 CLJ 報告書 2020 年版によると、キリスト教徒の若者の多くは教育を受けないま  
ま、単純労働に従事している<sup>284</sup>。報告書は、調査に参加した全てのキリスト教徒が、  
清掃業に関わっていると認めた、と付け加えた<sup>285</sup>。しかし報告書は、多くのキリスト  
教徒の女性が看護師や教師として働いていると記載している<sup>286</sup>。一方で、CREID の報  
告書によれば、看護師、教師、事務職などの職業に就いているのはマイノリティ女性  
全体の2%程度であり、大半は農業、清掃業、レンガ製造、家事など、公式・非公式  
の労働に従事しているという<sup>287</sup>。CSW によれば、清掃業で雇用されている人材の90  
~95%はキリスト教徒であるという<sup>288</sup>。

<sup>279</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 19), September 2019

<sup>280</sup> CSJ, “Challenges in exercising religious freedom in Pakistan” (page 20), December 2019

<sup>281</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 19), September 2019

<sup>282</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section III), 10 June 2020

<sup>283</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 177), November 2020

<sup>284</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 45), 2020

<sup>285</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 80), 2020

<sup>286</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 45 and 63), 2020

<sup>287</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious...” (page 164), November 2020

<sup>288</sup> CSW, “Pakistan: Religious freedom under attack” (page 20), December 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

## 9.2 宗教教育と学校

9.2.1 USSD IRF 報告書 2019 年版によると、大学を含む全ての公立又は私立の教育機関に入学するために、学生は願書で信仰する宗教を申告しなければならず、非イスラム教徒は地元の宗教コミュニティの長によって信仰する宗教を確認してもらう必要があるという<sup>289</sup>。

9.2.2 同報告書は、次のように言及している。

「憲法は、いかなる教育機関に通う者も、その者が信仰する宗教以外の宗教に関する宗教的指導を受けたり、宗教的儀式に参加したりすることを要求されない、と定めている。また、いかなる宗教の宗派も、その宗派が運営する教育機関において、その宗派の生徒を対象に宗教的指導を行うことを妨げられるべきではない、と定めている」

「憲法によると、政府は国立学校において、全てのイスラム教徒の生徒に対してイスラム学の勉強を義務付ける、と定めている。他の宗教団体の生徒がイスラム学を学習することは法律上義務づけられていないが、学校では必ずしも生徒の信仰する宗教の勉強を並行して行っているわけでもない。しかし一部の学校では、非イスラム教徒の生徒が倫理学を学ぶこともできる。保護者は自費で、宗教学校を含む私立学校に子供を通わせることができる」<sup>290</sup>

9.2.3 CLJ 報告書 2020 年版によると、「イスラム学は必修科目であり、ほとんどの場合、非イスラム教徒の学生はこれを回避することはできない。イスラムの教えはウルドゥー語、英語、科学、歴史、その他の教科書に組み込まれている。非イスラム教徒の学生は、イスラム学の代わりに『倫理学』を選択することもできるが、教師も教科書も入手しづらい。またイスラム学の配点は高く、非イスラム教徒の学生はたとえ倫理を選ぶことができる環境があってもイスラム学を選ぶことがある」という。<sup>291</sup>

9.2.4 パキスタン第二の都市ラホールには、約 50 のカトリック教会の学校と他の宗派の学校が存在している<sup>292</sup>。

[目次に戻る](#)

## 9.3 学校、教科書及びカリキュラムにおける差別

9.3.1 国連経済的、社会的及び文化的権利委員会（UNCESCR）は、マドラサ（イスラム学校）が教育へのアクセス強化に貢献してきたことに言及する一方で、2017 年 7 月付の最終見解において、「...一部のマドラサのカリキュラムはコーランに基づく教育以外を提供しておらず、宗教的・民族的マイノリティに対する憎悪を扇動しうる内容を有している、という報告が頻繁にある」と懸念を示している。<sup>293</sup> 2017 年 8 月、国連人権委員会（UNHRC）も、公立学校とマドラサの両方において、教科書やカリキュ

<sup>289</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>290</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>291</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 68), 2020

<sup>292</sup> APPG, “Freedom of Religion or Belief in Pakistan & UK Government...” (page 59), March 2016

<sup>293</sup> UNCESCR, “Concluding observations...”, (paragraph 83), 20 July 2017

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ラムが宗教的に偏った内容になっていることに懸念を表明している<sup>294</sup>。

9.3.2 キリスト教の学校と教科書について、ベルギー出身国情報サービス CEDOCA のナタリー・ボッシュマンは、2017年に開催された EASO 会議で「...教科書から宗教的マイノリティの役割が取り除かれ、教科書は各州教育委員会によって見直されている。キリスト教の学校はイスラム教徒と同じ本を購入することが義務付けられており、化学や生物学の教科書であっても、各教科書はイスラム教の説明から始まる」と述べた。<sup>295</sup>

9.3.3 PIPS ディレクターであるムハンマド・アミル・ラナは、同会議で次のように言及した。

「キリスト教徒やヒンドゥー教徒は、既存のカリキュラムが彼らに対する憎悪を帯びていると訴えている。多くの教育機関で、彼らはコーランを学び、イスラム学を履修することを強制されている。倫理学など他の代替科目を履修するという選択肢もあるが、その場合には多くの問題が生じる。行政は教師や教材がないと言うが、これが問題を引き起こしており、宗教的マイノリティの若者は社会の中でますます疎外感を感じている」<sup>296</sup>

9.3.4 世界キリスト教連帯 (CSW) の報告書 2018 年版は、次のように言及している。

「一部の学校教師は過激な考え方をもち、直接又は間接的に非イスラム教徒の子供たちに影響を与え、彼らの信仰が非論理的で、普遍的な真理と神の信仰としてのイスラム教に反していると説得しようとする。あるキリスト教徒の生徒は、クラス 6 (12 歳から 13 歳) では、「攻撃的な差別と改宗の圧力」のために、12 人のキリスト教徒が学校を去ったという。それは政府系の学校だった。生徒のインタビューによると、教師はしばしば非イスラム教徒、特にアフマディー教徒やキリスト教徒に対して、他の生徒とは別々に食事をしたり、座ったり、遊んだりするよう指導していた。この対応は、教師の態度や思想、学校のカリキュラム、保護者、マドラサ教育 (多数の子供たちが、通常の学校とともに、朝や夕方に宗教教育を目的としてモスクやマドラサに通っている) などが重なり合った結果である。<sup>297</sup>

9.3.5 CSW の報告書は、次のように付け加えた。

「2017 年、CSW は宗教的マイノリティの子供たちにインタビューを行い、彼らが日常的に、教師と同級生の両方から何度も隔離され、いじめられ、からかわれ、殴られるなどの厳しい身体的・心理的虐待にさらされていることが判明した。各信仰団体の生徒は、他の生徒とは別の席に座らせられ、宗教を理由に生徒や教師から侮辱され、屈辱を受けたと報告している。多くの子供たちが、心理的な苦痛、精神的な虐待、屈辱、日常的な嘲笑に遭っており、教育の場でこうした差別的な待遇を受け入れざるを得ない状況だと感じている、と報告している」

9.3.6 APPG 報告書 2019 年版は、「非イスラム教徒に汚名を着せ、歪曲された歴史的事実に基づいて、非イスラム教徒をイスラム教徒より劣った存在として描く学校教科書を通じて、宗教的マイノリティに対する差別が助長されている。最悪の場合、一部

<sup>294</sup> UNHRC, “Concluding observations...”, (paragraph 33), 23 August 2017

<sup>295</sup> EASO, “COI Meeting Report – Pakistan” (page 52), February 2018

<sup>296</sup> EASO, “COI Meeting Report – Pakistan” (page 45), February 2018

<sup>297</sup> CSW, “Discrimination on the Basis of Religion or Belief in Education” (page 63), February 2018

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の教科書には憎悪の要素が含まれており、宗教的マイノリティに対する差別や暴力を積極的に奨励している」<sup>298</sup>

9.3.7 APPG 報告書によると、パキスタン政府が「...学校のカリキュラムから最も不適切な教材のいくつかを削除したが、それでもまだ改善の余地はかなりある」と、多大な努力を払ったことを認めている。<sup>299</sup> 同様に、CLJ の調査に対して回答者の一部は、過去数年間にわたって学校の教科書から無数の不適切な内容が削除されたと述べており、これはマイノリティの待遇を改善しようとする政府の動きを示すものだ、という<sup>300</sup>。

9.3.8 USSD IRF 報告書 2019 年版は次のように言及している。

「人権省と教育省は、教科書に侮蔑的な内容が含まれていないか見直しをするため、同年に宗教マイノリティの代表者と協議を行った。人権省の職員は 8 月、同省によるレビューとパンジャブ州、シンド州、ハイバル・パフトゥンハー州の州政府からのレビューの後、これらの州の学校教科書から『全てのヘイトスピーチを削除した』と述べた。人権省によると、教育省はヘイトスピーチを削除するための勧告は全て採用したが、権利に基づいた新たなコンテンツを盛り込むための勧告は受け入れられなかった、という。しかし宗教マイノリティの代表者の一部は、レビュープロセスへの参加は最小限にとどまっており、問題のある内容がカリキュラムに残っていることを危惧している、と述べた。3 月の平和会議で、パンジャブ州のエジャズ・アラム・オーガスティン人権・マイノリティ問題担当大臣は、カリキュラム作成中にキリスト教徒の代表がパンジャブ州教科書委員会に出席して、侮蔑的な記述が削除されるようにすると述べたが、年末になってもこの約束は果たされなかった、と伝えられている」。<sup>301</sup>

9.3.9 2019 年の出来事を扱う UNCIRF 年次報告書 2020 は次のように言及している。

「政府は、以前 2015 年の国家行動計画に基づいて州政府がマドラサを包括的に登録しなかったことを踏まえて、今年 4 月に宗教的過激主義と戦うために 30,000 か所のマドラサを政府の管理下に置くと発表するなど、宗教的マイノリティに対する差別的な内容の教育用教材に対処する措置をとった。また 2019 年には、2021 年から全国共通のカリキュラムを実施すると発表している」<sup>302</sup>

9.3.10 学生の待遇に関して、APPG 報告書 2019 は以下のように言及している。

「マイノリティの生徒は、隔離されたり、いじめられたり、からかわれたり、殴られたり、改宗を迫られたりするなど、日常的に身体的・心理的虐待にさらされている。教師はしばしば差別を見て見ぬふりをしており、多くの場合、差別に加担しているという報告が一貫してある。また一部の都市では、学校当局がキリスト教徒やその他の

---

<sup>298</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 21), September 2019

<sup>299</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 21), September 2019

<sup>300</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 67), 2020

<sup>301</sup> USSD, “IRF Report 2019” (section II), 10 June 2020

<sup>302</sup> USCIRF, “Annual Report 2020 – Pakistan” (page 33), April 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

非イスラム教徒の生徒に対して、イスラム教徒の生徒専用の水を飲んだり、イスラム教徒の生徒専用のトイレの使用を禁止したりするなど、多くの学校で隔離政策が実施されている」<sup>303</sup>

9.3.11 CLJ 報告書 2020 年版によると、「心理的暴力も、生徒が教育の現場において優秀な成績を収めることを困難にする主な理由として引用されている」という。<sup>304</sup> 同じ情報源によると、「一部のキリスト教徒が宗教による隔離を避けるために、自分のアイデンティティを隠していると報告されている」という。同級生からイサイ・チューラー（蔑称）と呼ばれているという生徒からの苦情もある。こうした同級生は、一緒に飲食したり、一緒に座ったりすることさえ拒否している。<sup>305</sup> 多数派の生徒が通う地域、都市、学校も重要である」。一部のキリスト教徒は、学校で差別の対象にされないように、自分の子供にイスラム教の名前をつけているという。<sup>306</sup>

9.3.12 CLJ の報告書で引用された大学助教授は、キリスト教の学校の教育水準がかなり低下しているにもかかわらず、社会的差別を回避するために子供たちをそこに通わせている、と述べた<sup>307</sup>。これに対して、2018 年の CNN の報告によると、キリスト教の学校の教育水準が高いことを示したうえで、「パキスタンにあるキリスト教の学校は、多数の国家指導者を教育しており、評判が高く、学校の生徒の大半は実際にはイスラム教徒である」という。<sup>308</sup>

9.3.13 CREID 報告書は、キリスト教徒が運営する学校に通うキリスト教徒の生徒だけが差別を受けなかった、と指摘した<sup>309</sup>。

差別とハラスメントも参照してほしい。

[目次に戻る](#)

## 付属文書 A

在イスラマバード英国高等弁務官事務所から CPIT への書簡

起案日：2013 年 12 月 16 日

更新日：2021 年 2 月 15 日

---

<sup>303</sup> APPG, “Religious Minorities of Pakistan” (page 21), September 2019

<sup>304</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 66), 2020

<sup>305</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 66), 2020

<sup>306</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 67), 2020

<sup>307</sup> CLJ, “The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan” (page 67), 2020

<sup>308</sup> CNN, “The crumbling colonial-era churches of Pakistan”, 30 March 2018

<sup>309</sup> CREID, “Violence and Discrimination against Women of Religious…” (page 177), November 2020

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 出身国情報レポートーパキスタンのキリスト教徒

### **パキスタンにおけるキリスト教徒の生活環境について、在イスラマバード英国高等弁務官事務所に勤務する現地スタッフから入手した情報**

在イスラマバード英国高等弁務官事務所の領事部門に勤務する、パキスタンのキリスト教徒コミュニティと接触のある現地職員が、パキスタンのキリスト教徒の状況に関して内務省から送付された質問について語った。大多数の質問に対して、要求されたデータは存在しないと言われた。パキスタンの国勢調査や人口統計は容易に入手できず、定期的には更新されないという。しかし、同僚である職員はパキスタンのキリスト教徒が生活している状況の概要を説明でき、それを以下に記録した。その他の情報は、パキスタンのメディアや人権団体を含むオープンソースから入手可能である。

### **人口統計**

パキスタン国内の少数民族の宗教人口は、公式には以下のように推定されている。

- 96.4% イスラム教徒
- 1.5% キリスト教
- 1.5% ヒンドゥー教
- 0.6% その他

これに基づくと、パキスタンには約 280 万人のキリスト教徒がいることになる。しかしキリスト教コミュニティでは、この数字は低すぎると考えられており、パキスタンにはもっと多くのキリスト教徒がいて、人口の 5~10%程度であると考えられている。それが正しい場合、この数字はその範囲の下限である可能性が高い。

キリスト教徒の大多数はパンジャブ州に住んでおり、パンジャブ州はキリスト教徒が最大の宗教的マイノリティである。ラホール、シールコート、グジュラムワラ、ファイサラバードの周辺にかなりの人数が住んでおり、ラホールには 200 万人、その他のパンジャブ州には 5,000 人がいると推定されている。パキスタンのキリスト教徒が住むもうひとつの中心地はカラチで、ゴア系のカトリックコミュニティがある。

パキスタンのキリスト教徒の大半はローマ・カトリック教会かパキスタン教会（聖公会）に属しており、その他のプロテスタント派や非英国国教信徒の教会に属している者も増えている。

### **パキスタンにおける非イスラム教徒の憲法上の位置づけ**

パキスタン憲法は、大統領（第 41 条）と首相はともにイスラム教徒でなければならない（第 91 条）と定めている。第 33 条は偏見を阻止し、第 36 条はマイノリティの保護は国家の責任としている。第 20 条は信教の自由を規定している。（パキスタン憲法）

FCO の年次人権報告書 2019 年版は、キリスト教徒を含むパキスタンの宗教的マイノリティに対する不寛容が依然として大きな懸念である、と指摘している。キリスト教徒に対する差別や暴力はまん延しており、パキスタンはキリスト教支援団体オープン・ドアーズのワールド・ウォッチ・リスト 2020 年版のなかで、キリスト教徒であることが最も困難な 50 か国のうちの第 5 位にランクされている。キリスト教徒は、殺人、爆弾テロ、女性や女兒の拉致、レイプ、強制改宗、家屋からの立ち退きの標的になっているという。

### **冒とく法**

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

個人的な紛争を解決するためにパキスタンの冒とく法が悪用されることは頻繁にあり、キリスト教徒を含む宗教的マイノリティが不当に多く標的にされている。冒とく事件の大多数は、キリスト教徒の多いパンジャブ州で発生している。

2021年1月にカラチで看護師が勤務中に非難された後に病院関係者に襲撃されるなど、いまだに冒とく事件が多発する状況が続いている。2017年8月には、17歳の男性がイスラム教徒の同級生から冒とくに関する容疑をかけられて、殺害された。2014年に有罪判決を受けたシャグフタ・カウザー及びその夫シャフカト・エマニュエルの事件は、控訴審を控えているが、夫妻は刑務所に投獄されたままの状態である。しかし2020年12月ラホール高等裁判所が、2010年に無期懲役を言い渡されたイムラン・ガフル・マシを無罪としたことで、一定の進展がみられた。

パキスタンのキリスト教徒が母国を離れて、特にバングラデシュ、スリランカ、タイなどの国々で暮らす傾向が強まっている。パキスタンやインドのメディアによると、パンジャブ州南部やシンド州に住むヒンドゥー教徒やシク教徒の家族がインドに移住しているという。またキリスト教徒を含む他の人々は、小さなコミュニティが存在するカナダやその他の西側諸国に移住しており、なかには庇護希望者としてやってくる人々もいる。

## 暴力

パキスタンのキリスト教徒に対する暴力的な攻撃は減少している。2013年3月、ラホールのジョセフ・コロニー（主要なキリスト教徒の居住地）が、ある住民に対する冒とくの容疑をかけられて暴徒に襲撃された。2013年9月には、ペシャワールの教会で起きた連続自爆テロで85人以上が死亡し、100人以上が負傷した。2015年3月、パキスタンのタリバンは、ラホールのヨウハナバード地域のキリスト教会で起きた2件の自爆攻撃で犯行声明を出したが、この事件で15人が死亡した。そして、2016年イースターの日曜日には、ラホールの公園で爆弾により75人が死亡した（キリスト教徒を標的とした攻撃ではあったが、実際に殺害されたのは大多数がイスラム教徒だった）。2017年12月にはバロチスタン州クエッタの教会が爆破されて、礼拝者9人が死亡し、約60人が負傷した。

## 施設

パキスタンには数多くの教会があり、その大半は安全だが、前述のように過激派の活動の標的になることがある。キリスト教の学校、大学、病院、なかには、1970年代に当時のズルフィカール・アリー・ブットー政権によって国有化された教会もあるが、最近になって国有化が解除され、元の所有者のもとに戻った教会もある。

政府による宗教的マイノリティの保護は限定的である。宗教問題・宗教間調和省（MoRH）は主にハッジ（メッカ巡礼）に対処しており、宗教的マイノリティの権利保護には十分機能していない。2015年5月、国家人権委員会が設立されたが、務める委員が不足しているため、2019年から機能不全に陥っている。2020年5月、マイノリティに関する国家委員会（NCM）が設立されたが、NCMの有効性と独立性には懸念があり、現在はMoRHの管轄下に置かれている。さらに、2020年9月には、宗教間調和に関する首相特別代表が任命された。この新しい役職の有効性は明確ではなく、アドバイザーが異なる宗教間の活動よりも宗教内の活動に焦点を当てていないかという懸念がもたれている。

宗教は国家に登録され、パスポートに記載する必要がある。

パキスタンには、棄教を犯罪とする具体的な法定法規は存在しない。2007年、男性の棄教に死刑、女性の棄教に無期懲役を科す法案が国会に提出されたが、可決されな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

った。しかしながら、一部の学者は『成文法における欠落部分は、イスラム法を参照して埋める』という原則が、棄教罪に適用される可能性があると信じている。

実際に棄教を理由に刑事訴追された事例はないが、改宗に影響がないわけではない。結婚したイスラム教徒の夫婦が他の宗教に改宗した場合、その夫婦の子供は非嫡出子となり、国家の被保護者となる可能性がある、と報告されている。また、別の報告によると、理論的にはイスラム教から改宗することは可能だが、実際には国家がそのプロセスを妨げようとする。イスラム教からの改宗者や無神論者には、パキスタンの冒とく法が適用される可能性もある。つまりコーランを冒とく・汚損した場合は無期懲役、預言者モハメッドを侮蔑する発言をした場合は死刑になる可能性がある。

## 結婚

キリスト教徒の女性又は男性がイスラム教徒と結婚することは、イスラム教に改宗することを前提に許されている。

子供の宗教は母親の宗教と同じである、とされている。

結婚においては、結婚相手の信仰している宗教も国に登録される。そのため、キリスト教徒同士で結婚する場合、イスラム教の家族法に従って登録する必要はない。教会で結婚式を行う場合、キリスト教徒は通常、1872年のインドキリスト教婚姻法に基づいて結婚する。2016年2月シンド州議会は、国の歴史上初めて、シンド州におけるヒンドゥー教徒の結婚を有効と認める法案を可決した。パキスタン国内の他の場所ではヒンドゥー教徒の結婚は当局によって認められていない。

この書簡は、在イスラマバード英国高等弁務官事務所及び在ロンドン外務・英連邦・開発省の職員が、指定された情報源から入手した情報のみに基づいて作成したものである。この書簡は、著者の意見や外務・英連邦・開発省の方針を反映するものではない。本書は、内務省の要請を受けて作成したものであり、その内容に関する問合せは内務省に行ってください。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 付属文書 B

在イスラマバード英国高等弁務官事務所から CPIT への書簡

日付：2021年2月15日

キリスト教への改宗者はパキスタンで自由に公然と生活できるのか？改宗したことで「名誉」殺人の危険にさらされることはないか？国内移住という選択肢、つまりキリスト教徒にとって他の地域よりも「安全」とみなされる地域はあるのか？

当事務所内で、人道及び人権問題を担当する政治課に相談した。要約すると、この問題は繰り返し隠されてきた問題であるため、実際の状況を裏付けることは困難である。改宗者は注目されたくないというのが我々の見解である。しかし、パキスタンの外部関係者との交流を通じて、次のような事例証拠を確認している。

- まず、キリスト教の改宗者が、パキスタンにおいて、キリスト教徒であること以上に改宗者として、自由で公然と生活することは困難であると考えられる。キリスト教に改宗したことが知られている人は、職場や当局などにおいて深刻な差別を受けているというのが我々の見解である。パキスタンでは、キリスト教に改宗したことが知られている人々の方が、生まれながらのキリスト教徒よりもはるかに困難な状況にいる。

- パキスタンにおいてキリスト教に改宗する人は珍しく、少なくとも公然と改宗することはないと理解している。そのため、コミュニティにとっては注目すべきことであり、反響を呼ぶ可能性がある。

- 政治部では、ラワルピンディのような多くの都市部やパンジャブ州、シンド州全域にキリスト教のコミュニティがあったことから、理論的には国内移住が可能であると考えていた。都市部に移住することで匿名性が確保されるため、移住しても改宗の事実を明らかにしないことは可能かもしれない。しかし我々は、キリスト教コミュニティ自体が他のコミュニティからますます孤立しつつあるとも考えている。したがって、より大きなキリスト教コミュニティに住むキリスト教徒を社会的に排除し、ハラシメント行うことはより難しい可能性があるが、それによって必ずしもハラシメントがなくなるとは限らない。

- 最後に、このような困難があっても、キリスト教の改宗者が名誉殺人の危険にさらされることはないというのが我々の見解である。なぜなら、これらの問題は通常、信仰や原則の問題ではなく、財産争いや不名誉な行動とみなされることに関連しているからである。

この書簡は、在イスラマバード英国高等弁務官事務所の職員が、指定された情報源から入手した情報のみに基づいて作成したものである。この書簡は、著者の意見や英国高等弁務官事務所の方針を反映するものではない。本書は、内務省の要請を受けて作成したものであり、その内容に関する問合せは内務省に行ってください。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

## 付託事項

付託事項（ToR）とは、国別政策情報ノート（CPIN）がカバーしようとする内容の大枠を示すものである。国別情報の節の基礎となるものである。内務省の国別政策情報チームは、テーマに応じて複数の標準 ToR を使用しており、その後に関係国によって調整が行われる。

今回の CPIN では、起草前に、関連する課題として次が特定され、調査が行われた。

- 歴史－パキスタンにおけるキリスト教コミュニティの起源
- 人口動態
  - 人口、コミュニティの地理的位置
  - 教会、数、アクセス
- 法的枠組み
  - マイノリティの宗教集団の法的権利
  - 属人法
  - 棄教と冒とく法
- キリスト教への改宗
  - 棄教
- 国家による待遇と態度
  - 国家の支援とアウトリーチ
  - 政治的代表性
  - 差別
  - 司法へのアクセス
- 社会の待遇と態度
  - コミュニティの関係
  - ハラスメントと差別
  - 女性と女兒、イスラム教への強制改宗を含む
  - 冒とくに関する容疑
  - キリスト教へ改宗した場合の影響
- 集団及び過激派の暴力
  - キリスト教徒への攻撃
- 教育及び雇用へのアクセス

[目次に戻る](#)